# 事業案内

令和７年度

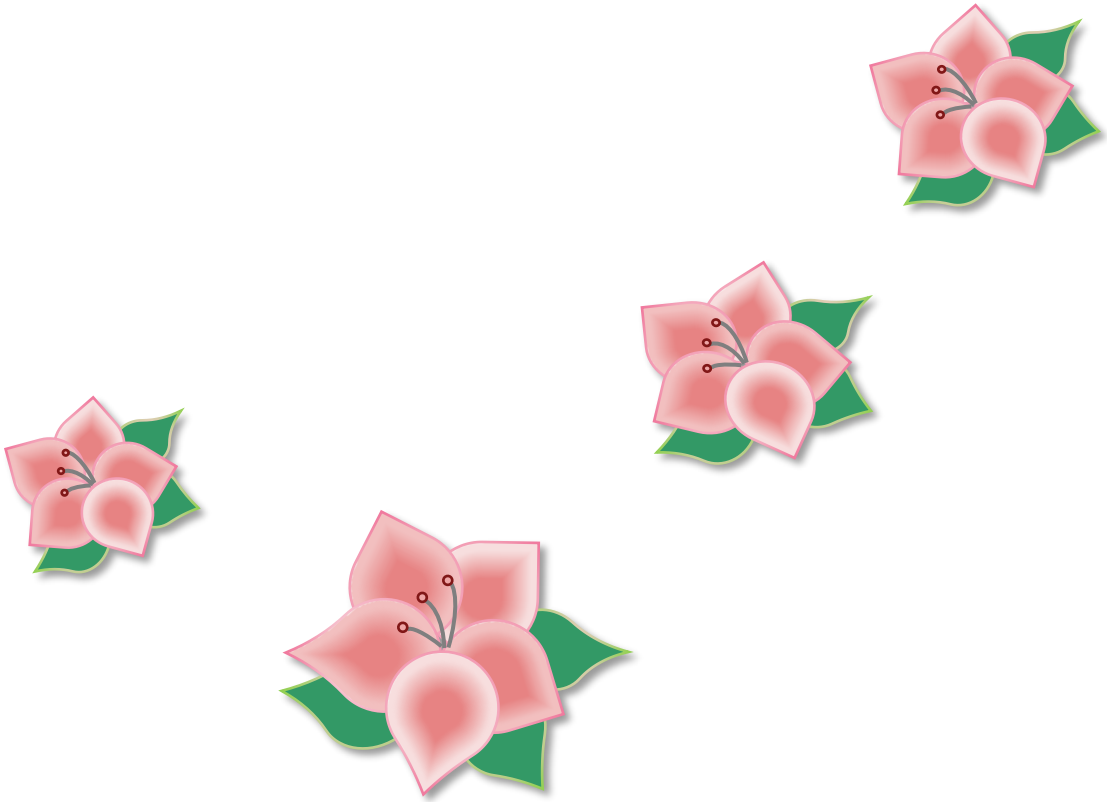

栃木県国民健康保険団体連合会
Tochigi Federation of National Health Insurance Organizations

目　次

Ⅰ　栃木県国民健康保険団体連合会の概要 1
1　目的と性格 1
2　名称及び所在地 1
3　設立 1
4　執務指針 1
5　情報セキュリティ 1
6　主な事業 2
7　運営組織図 2
8　運営資金 3
9　会員 3
10　役員 3
11　事務局組織図 4
Ⅱ　事業内容 5
1　診療報酬等審査支払事業等 5
(1)診療報酬等審査支払業務 5
(2)療養費処理業務 9
(3)出産育児一時金等の支払業務 10
(4)後期高齢者医療事務代行業務 11
2　共同事業等 13
(1)保険者事務共同電算処理事業 13
(2)診療報酬明細書等二次点検業務 14
(3)第三者行為損害賠償求償事務共同処理事業 15
(4)海外療養費不正請求対策支援事業 15
(5)国保税賦課シミュレーション支援事業 16
(6)オンライン資格確認等システムへのデータ連携業務 16
(7)特定技能外国人の受入拡大に伴う国保加入促進のための情報ファイル連携業務 16
(8)国民健康保険の適用除外となった外国人の情報ファイル連携業務 16
(9)診療月から3ヶ月経過後も新資格が判明しない者への市町国保からの加入勧奨ファイル連携業務 16
3　保健事業 17
(1)特定健康診査受診率及び特定保健指導実施率の向上支援 17
(2)国保・後期高齢者ヘルスサポート事業 18
(3)糖尿病等生活習慣病重症化予防 18
(4)後発医薬品の使用促進に関する支援 18
(5)重複服薬者等訪問指導等支援事業 19
(6)国保データベース(KDB)システム等の情報を活用したデータ分析事業 19
(7)高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施 19
(8)「市町健康まつり」への参加 19
(9)在宅保健師「つゆくさの会」活動支援 19
(10)「栃木県国民健康保険団体連合会診療施設部会医師会」活動支援 19
(11)関係機関との連携 20

(12)特定健診等データ管理業務 20
4 介護福祉事業 21
(1)介護給付費審査支払業務 21
(2)介護サービス業務 22
(3)介護保険者事務共同処理事業 23
(4)介護給付適正化支援事業 23
(5)各種経由機関としての業務 23
(6)介護 DX の推進 23
(7)障害者総合支援法関係業務 24
(8)障害福祉事務共同処理事業 24
(9)障害福祉サービスデータベースのデータ連携業務 24
5 広報事業及び調査研究事業等 25
(1)広報事業 25
(2)国民健康保険料(税)収納率向上支援事業 26
(3)調査研究事業 26
Ⅲ 資料集 27
1 会員名簿 27
2 本会の予算概要 28
(1)令和 6 年度本会予算総括 28
(2)会計別歳入歳出内訳(業務に係る会計) 29
(3)各支払勘定の状況 31
3 令和 6 年度会員負担金及び手数料等 32
(1)会員負担金 32
(2)診療報酬審査支払手数料等 32
(3)共同事業手数料等 32
(4)介護保険及び障害者総合支援等審査支払手数料 35
(5)介護保険者事務共同処理手数料 36
(6)特別徴収経由機関業務市町負担金 36
(7)障害福祉事務共同処理手数料 36
(8)特定健診保健指導共同処理手数料 37
(9)特定健診等データ管理システムに係る手数料及び拠出金 37
(10)重複服薬者等訪問指導等支援事業委託料 37
4 支払確定状況(過去 5 年間の推移) 38
(1)国民健康保険診療報酬支払確定件数及び支払確定額 38
(2)後期高齢者医療診療報酬審査支払確定件数及び支払確定額 38
(3)介護保険支払確定件数及び支払確定額 39
(4)障害者総合支援法等支払確定件数及び支払確定額 39
5 各課の連絡先等 40

# Ⅰ　栃木県国民健康保険団体連合会の概要

## １　目的と性格

本会は、国民健康保険法第 83 条に基づき、栃木県の保険者が共同して目的を達成するために栃木県知事の認可を受け設立された団体で、その性格は公法人です。

## ２　名称及び所在地

栃木県国民健康保険団体連合会（Tochigi federation of national health insurance organizations）

〒320-0033　　栃木県宇都宮市本町３番９号　栃木県本町合同ビル6階

## ３　設立

昭和 16 年 6 月　栃木県国民健康保険組合連合会設立

昭和 24 年 4 月　栃木県国民健康保険団体連合会に改組改称

昭和 34 年 1 月　栃木県国民健康保険団体連合会規約の全面改訂

## ４　執務指針

執務指針

私たちは保険者に満足してもらえる国保連合会を目指すため

一　いつも感謝の心を持ち

一　懸命に奉仕して

一　期待に添う成果を上げる

ことを指針に行動いたします。

## ５　情報セキュリティ

本会は情報セキュリティに関する基本方針を定め、国際水準の安全性を確保するため、ISO/IEC27001 規格に準拠した情報セキュリティマネジメントシステムを確立し、個人情報の保護、セキュリティマネジメントレベルの向上に取り組んでいます（ISO/IEC 27001:2022&JIS Q27001:2023 の認証取得済）。

## 6　主な事業

① 国民健康保険の診療報酬の審査及び支払
② 後期高齢者医療の診療報酬の審査及び支払
③ 公費負担医療の診療報酬の審査及び支払
④ 出産育児一時金等の支払
⑤ 保険者事務の共同処理
⑥ 特定健診等費用決済及びデータ管理
⑦ 国民健康保険運営資金の融資
⑧ 保健事業の支援
⑨ 国民健康保険に関する調査及び研究
⑩ 国民健康保険に関する広報及び研修等保険者の円滑な事業運営に資する事業
⑪ 後期高齢者医療事務代行業務
⑫ 介護給付費等の審査及び支払・並びに介護サービスの調査及び指導並びに助言
⑬ 障害介護給付費・障害児給付費の審査及び支払

## 7　運営組織図

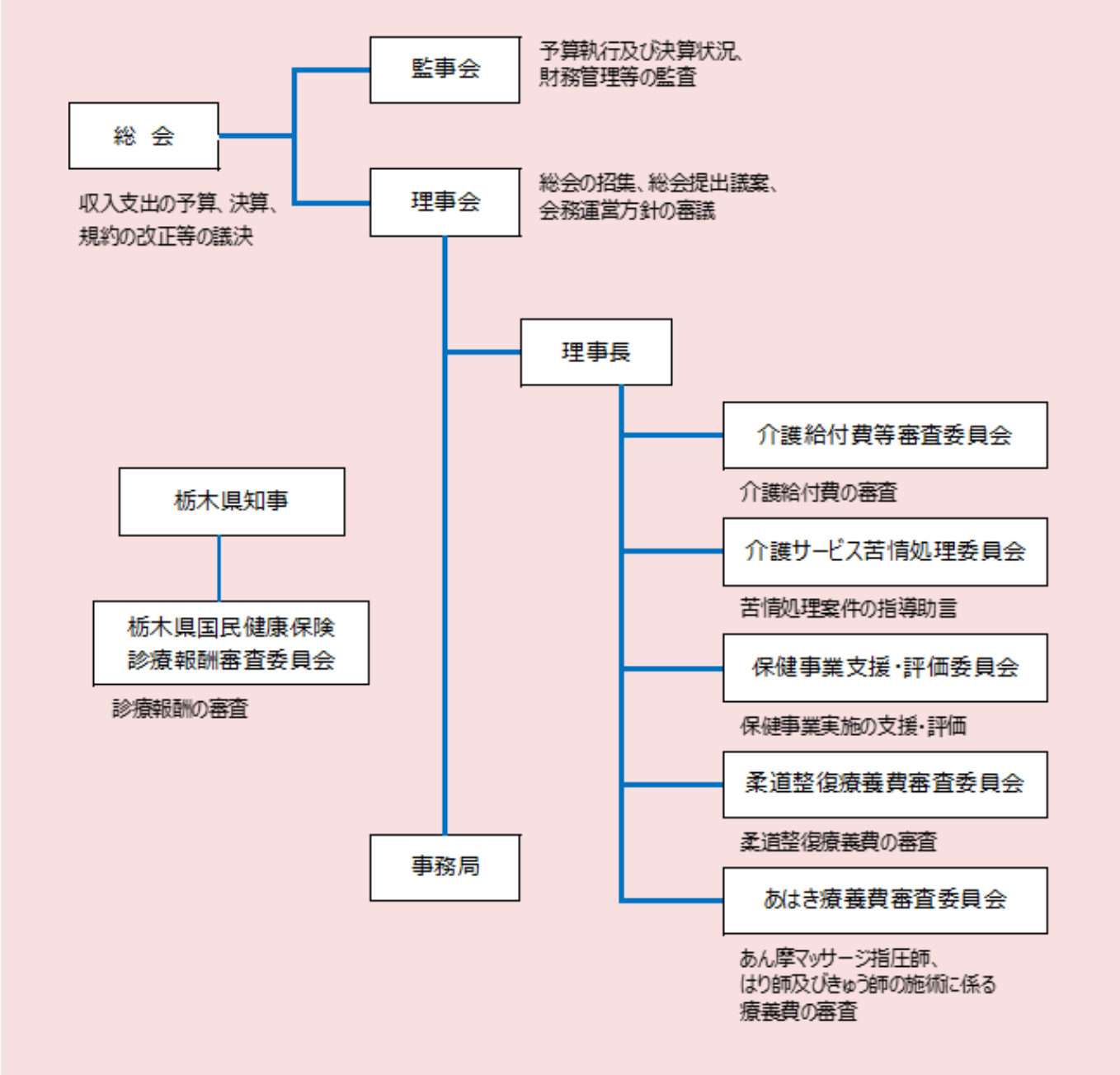

## 8　運営資金

本会は、会員からの負担金及び審査支払手数料のほか国庫補助金及び栃木県からの補助金などで運営しています。

## 9　会員

栃木県、栃木県内市町、全国歯科医師国民健康保険組合、栃木県医師国民健康保険組合が会員となっています。（会員名簿は、27 ページ参照）。

## 10　役員

本会の理事の定数は 15 名、監事の定数は 4 名となっています。

令和 7 年 4 月 24 日現在

| 役　職　名 | 氏　名 | 現　職　名 | 推薦支部等 |
|---|---|---|---|
| 副理事長<br>（理事長職務代理者） | 星野　光利 | 上三川町長 | 宇都宮支部 |
| 常務理事 | 大川　秀子 | 栃木市長 | 下都賀支部 |
| | 大橋　哲也 | 学識経験者 | 理事会 |
| 理　事 | 岩佐　景一郎 | 栃木県保健福祉部長 | 栃木県 |
| | 佐藤　栄一 | 宇都宮市長 | 宇都宮支部 |
| | 大野　克夫 | 全国歯科医師国保組合栃木県支部長 | 宇都宮支部 |
| | 小沼　一郎 | 栃木県医師国民健康保険組合理事長 | 宇都宮支部 |
| | 松井　正一 | 鹿沼市長 | 上都賀支部 |
| | 入野　正明 | 市貝町長 | 芳賀郡市支部 |
| | 浅野　正富 | 小山市長 | 下都賀支部 |
| | | | 塩谷支部 |
| | 相馬　憲一 | 大田原市長 | 那須支部 |
| | 川俣　純子 | 那須烏山市長 | 南那須支部 |
| | 早川　尚秀 | 足利市長 | 足利・佐野支部 |
| | 金子　裕 | 佐野市長 | 足利・佐野支部 |
| 監　事 | 粉川　昭一 | 日光市長 | 上都賀支部 |
| | 大関　一雄 | 芳賀町長 | 芳賀郡市支部 |
| | 真瀬　宏子 | 野木町長 | 下都賀支部 |
| | 渡辺　美知太郎 | 那須塩原市長 | 那須支部 |

任期 2 年（令和 5 年 8 月 7 日から令和 7 年 8 月 6 日まで）

# 11 事務局組織図

事務局は、本会規約に定められた業務を適切かつ的確に実施するために、事務局長をはじめ、必要な課及び担当を配置しています（カッコ内の数字は、令和 7 年度職員数）。

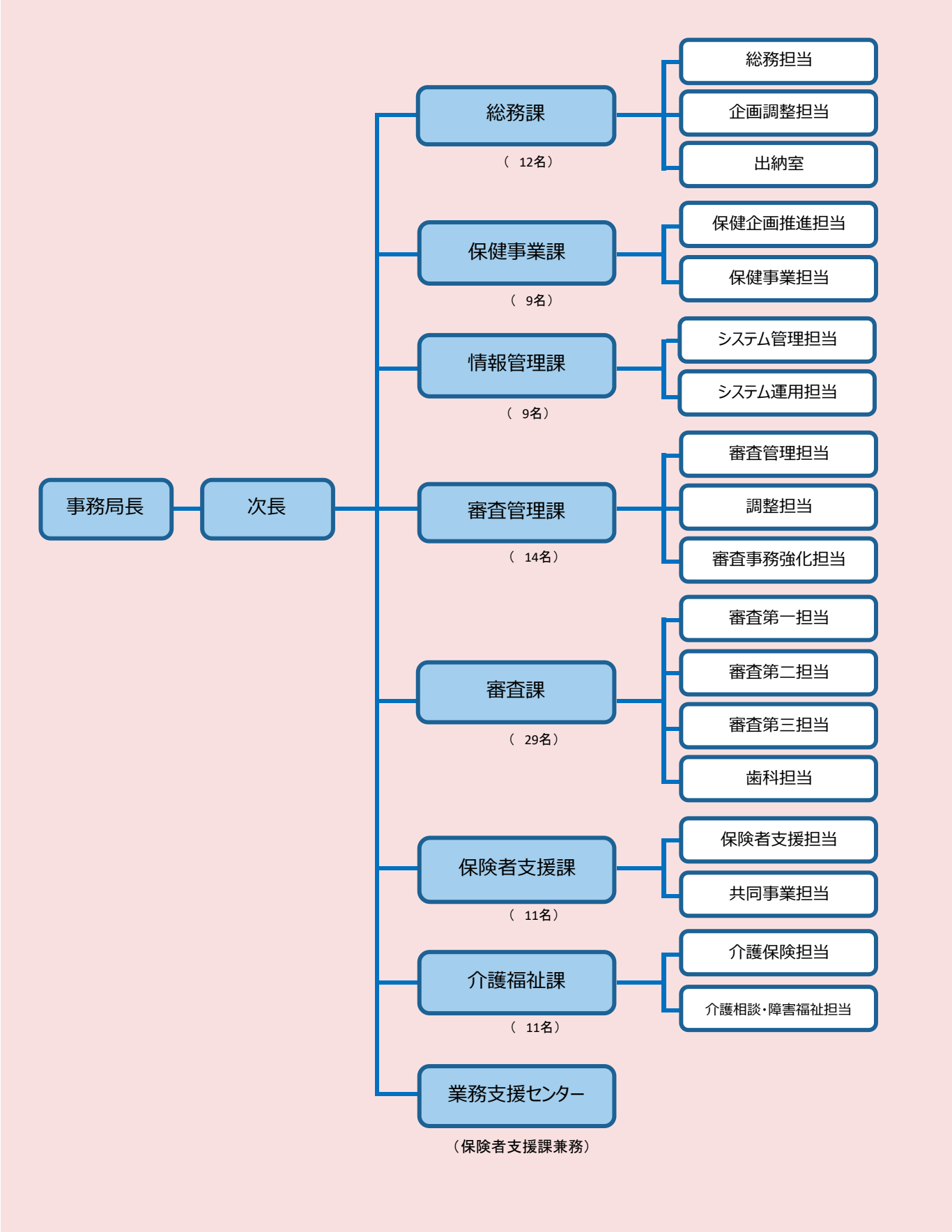

# Ⅱ　事業内容

## 1　診療報酬等審査支払事業等

### （1）診療報酬等審査支払業務

本会では、保険者及び後期高齢者医療広域連合（以下「保険者等」という。）からの委託を受けて、保険医療機関等から請求される診療報酬明細書（以下「レセプト」という。）が適正かつ公平であるか審査を行い、保険者等へ請求し、保険医療機関等に診療報酬の支払を行っています。

【国民健康保険審査支払事業の流れ】

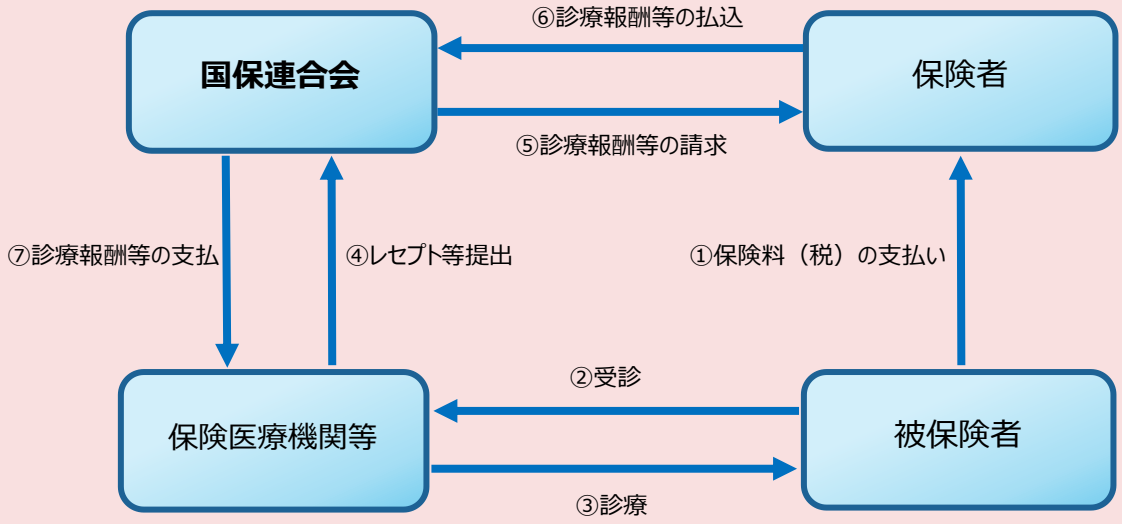


※市町と本会にて行う診療報酬の請求支払については、普通交付金収納事務（栃木県が各市町を経由せずに本会へ直接支払う仕組み）により行っている。

【後期高齢者医療審査支払事業の流れ】

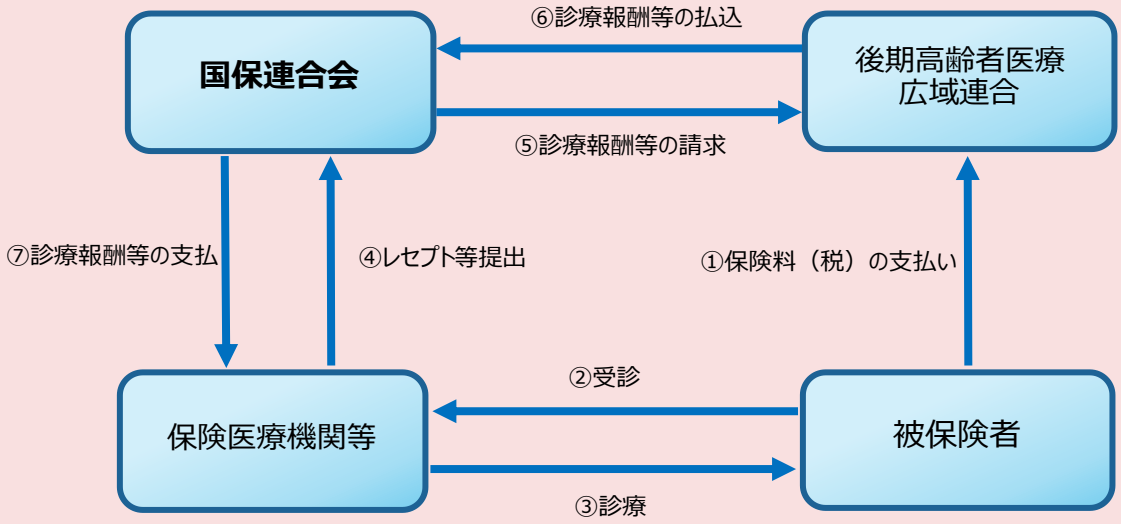

## ①診療報酬審査委員会

国民健康保険法第 87 条に基づき、本会に診療報酬審査委員会を設置しています。診療報酬審査委員会では、適正かつ公平な観点から、各保険医療機関等から提出されたレセプトの審査を行っています。

【診療報酬審査委員会組織図】

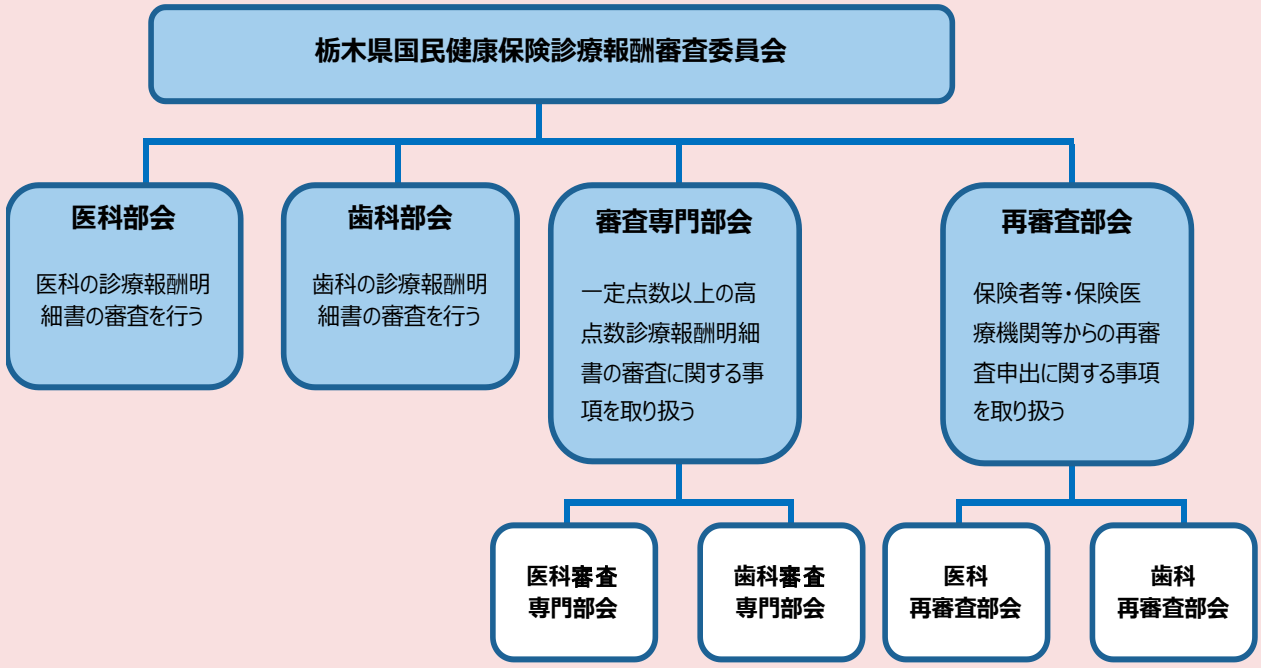


1）会期

原則として、毎月 18 日から 21 日までの 4 日間とし、毎月 1 回開催します。

2）委嘱

国民健康保険法第 88 条第 2 項により、栃木県知事が委嘱します。

3）構成

国民健康保険法第 88 条第 1 項により、保険医及び保険薬剤師を代表する委員、保険者を代表する委員並びに公益を代表する委員をもって組織することとされており、本会の構成は下表のとおりです。

| 部会別 | 保険医及び保険薬剤師 | 保険者 | 公益 | 合計 |
|---|---|---|---|---|
| 医　科 | 16 | 21 | 18 | 55 |
| 歯　科 | 5 | 3 | 6 | 14 |
| 調　剤 | 3 | 0 | 0 | 3 |
| 合　計 | 24 | 24 | 24 | 72 |

（令和７年４月１日現在）

## ②事務点検、審査事務共助

レセプトの受付後、審査委員会に提出する前に、事務点検と審査事務共助を行います。

事務点検では、レセプトの記載漏れや記載誤り、請求点数の誤りの確認等の事務的な点検を行います。

審査事務共助では、本会職員が手術・検査・処置・投薬などの診療内容の確認を行い、疑義のあるレセプトに疑義付せんを貼付します（電子レセプトの場合は画面審査機能上に疑義付せんを貼付します）。

【受付から審査後処理までの流れ】

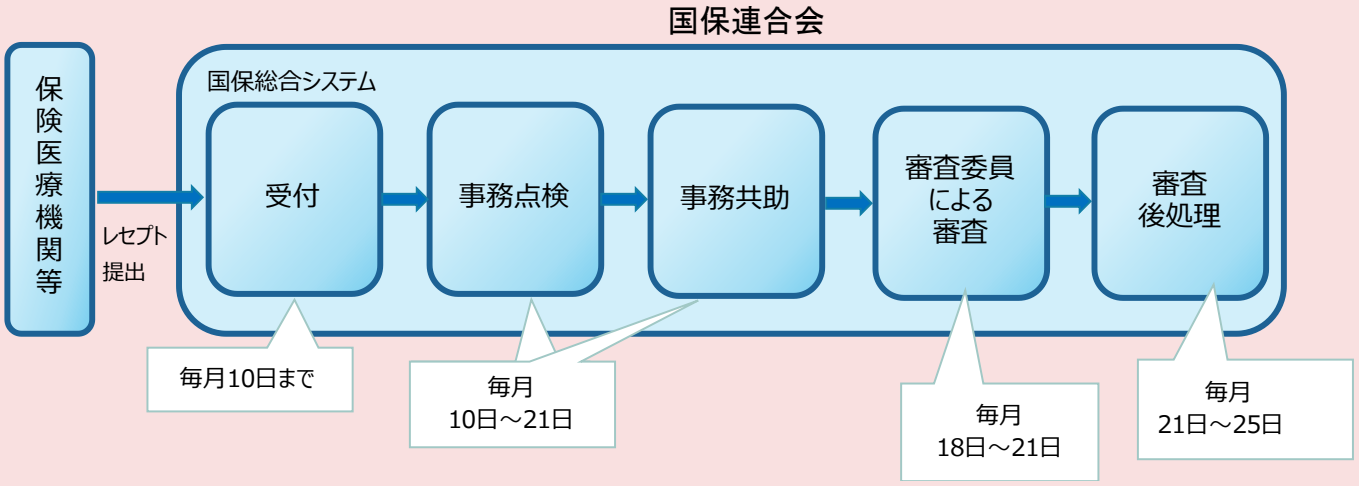


【具体的な処理】

1）事務点検・事務共助

レセプトの記載内容や請求点数の算定内容を診療報酬点数表や国の通知に基づきチェックし、請求内容に疑義がある場合は審査委員会提出前に疑義付せんを貼付します。

≪電子レセプトの場合≫

・レセプト電算処理システムによる事務点検

・画面を利用した審査・国保総合システムによる算定ルールチェック（告示・通知等）

・横覧点検（入院・外来）、縦覧点検（過去分）、突合点検（医科レセプトと調剤レセプト）

・国保総合システムのコンピュータチェック機能の活用

2）重点的な審査事務共助

・診療内容が高度な保険医療機関や請求誤りが多い保険医療機関に対する重点的な取り組み

・高点数レセプト（5 万点以上）は重点的に審査事務共助を実施

【職員の資質向上】

審査事務共助に必要な医学的知識の習得を目的とした研修や、審査事務共助の着眼点等の実務研修を開催するとともに、事務共助指導専門員を設置するなど、職員の資質向上に努めています。

【審査基準の統一化】

審査基準の差異を解消するため、平成 29 年 10 月に公表した「国保審査業務充実・高度化基本計画」に基づき、これまでの「審査案件の相違に関する調査」の結果（審査委員会取決め事項）及び、告示・通知等で基準が明確なコンピュータチェックの事務付託などを、全国国保診療報酬審査委員会会長連絡協議会で承認を得た上で全国国保連合会共通の審査基準としています。

また、国の「審査支払機能の在り方に関する検討会」において、国保連合会と社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）における審査結果の不合理な差異の解消に向けた議論が進められ、令和 3 年 3 月 29 日に報告書と改革工程表を取りまとめ、同 31 日に公表されました。この工程表を基に、国保連合会と支払基金において事務点検・審査等における基準の統一化に向けた取組を段階的に実施しています。

## ③全国決済業務

栃木県内の保険医療機関等が栃木県外の被保険者の診療等を行った場合において、国民健康保険中央会（以下「国保中央会」という。）を通じて各都道府県国保連合会間にて診療報酬等を相殺し、栃木県内の被保険者と同様に診療報酬の請求支払を行っています。

【全国決済の流れ】

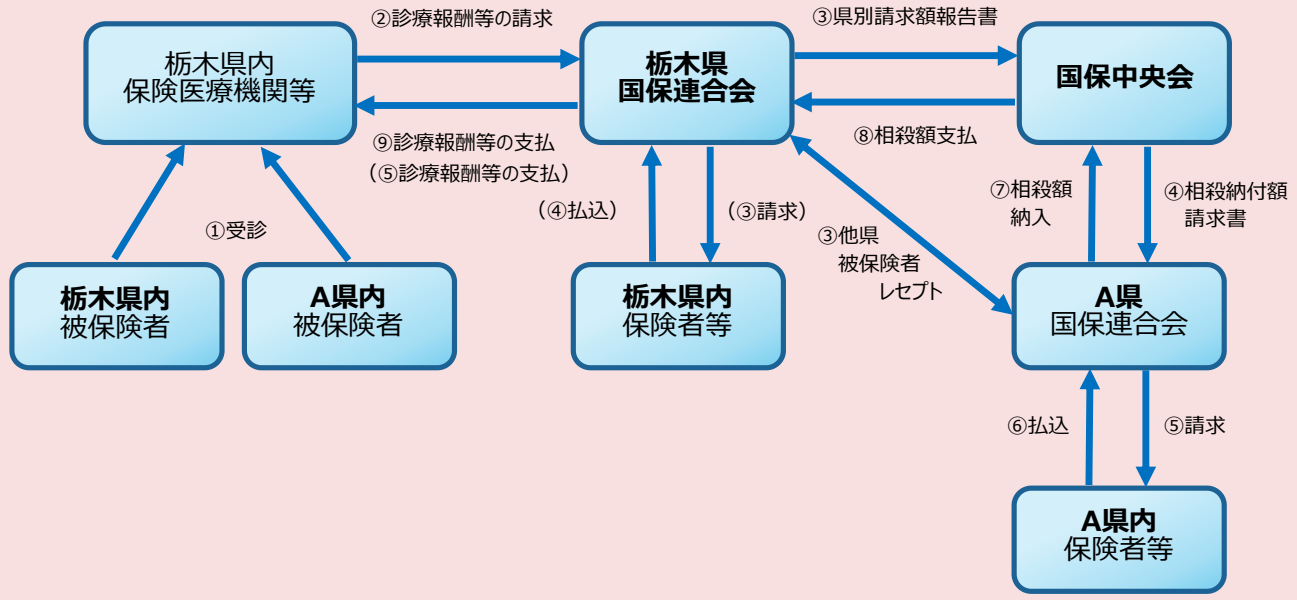


## ④再審査処理

保険者等からのレセプトの再度の考案（以下「再審査」という。）については、請求内容に疑義があるレセプトについて、再審査の申出が行われます。また、保険医療機関等からは、審査委員会における審査結果に疑義がある場合は、再審査の申出が行われます。

申出のあったレセプトについては、審査委員会の再審査部会において協議され、結果により査定、復活、返戻の処理を行っています。

【再審査事務の流れ】

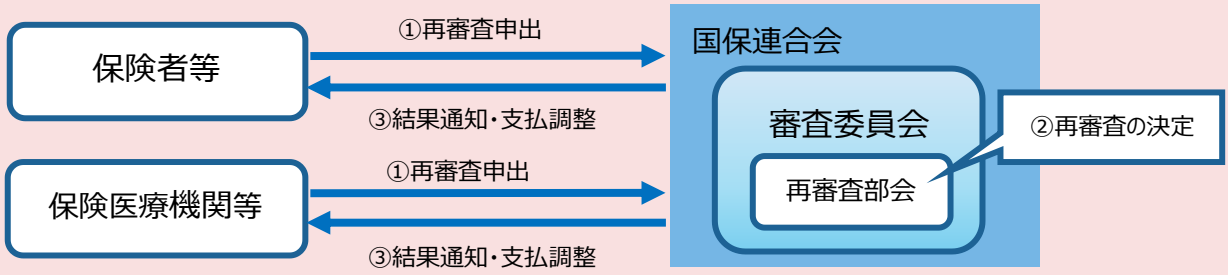

⑤過誤調整

保険者等に対する請求額及び保険医療機関等に対する支払額の確定後、資格喪失、再審査の結果等により請求額や支払額に異動が生じた場合、その調整を行っています。

また、令和 3 年 10 月から保険者における過誤調整の軽減を目的にオンライン資格確認等システムを用いて、電子レセプト受付時に受診日情報を基に被保険者の資格確認を行い、正しい請求先の保険者へレセプトの振替・分割処理を行っています。

⑥保険者間調整

保険者の事務処理の負担を軽減する観点から、被保険者資格喪失後の受診により発生する返還金の保険者間調整を下記の方法により行っています。

| | |
|---|---|
| 療養費代理受領方式 | 被保険者の同意を得て、医療給付費の返還及び療養費申請を保険者が代行しています。 |
| 包括的合意方式 | 保険医療機関等、保険者、国保連合会の合意のもと、保険医療機関等から診療報酬債権行使の委任（及び代理権行使付与）を受け、正しい資格情報により保険者へ再請求を行っています。 |

## （2）療養費処理業務

本会では、保険者等からの委託を受けて、施術所等から請求される療養費の支給申請書が適切かつ公平であるか審査を行い、一部の柔整会派分については支払処理を行っています。

①柔道整復療養費審査委員会

国民健康保険及び後期高齢者医療に係る柔道整復施術療養費支給申請書を柔道整復療養費審査委員会にて適正かつ効率的に審査を行っています。

1）会期

原則として、毎月 25 日に開催します。

2）組織

柔道整復療養費審査委員会は、施術担当者を代表する委員、保険者を代表する委員及び学識経験者の委員の三者構成をもって組織されています。

また、柔道整復療養費の請求内容における不正又は著しい不当の有無を確認するため、施術管理者および勤務する柔道整復師に対し面接により施術の事実を確認することを目的とした、「面接確認委員会」を柔道整復療養費審査委員会内に設置しています。

3）委嘱

本会規程により栃木県国民健康保険団体連合会理事長が委嘱します。

4）任期

本会規程により審査委員の任期は 2 年となっています。

5）構成

| 施術担当代表 | 保険者代表 | 学識経験者 | 合計 |
|---|---|---|---|
| 3 | 3 | 2 | 8 |

### ②あはき療養費審査委員会

国民健康保険のはり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費の支給申請書を、栃木県国民健康保険はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費審査委員会（あはき療養費審査委員会）にて、適正かつ効率的に審査を行っています。

1）会期

原則として、毎月 26 日に開催します。

2）組織

あはき療養費審査委員会は、施術担当者を代表する委員、保険者を代表する委員及び学識経験者の委員の三者構成をもって組織されています。

3）委嘱

本会規程により栃木県国民健康保険団体連合会理事長が委嘱します。

4）任期

本会規程により審査委員の任期は 2 年となっています。

5）構成

| 施術担当代表 | 保険者代表 | 学識経験者 | 合計 |
|---|---|---|---|
| 1 | 1 | 1 | 3 |

## （3）出産育児一時金等の支払業務

本会では、出産育児一時金等の直接支払制度に基づき、保険医療機関等（病院、診療所、助産所）から提出された国民健康保険に係る正常分娩、異常分娩の出産の支払を行っています。

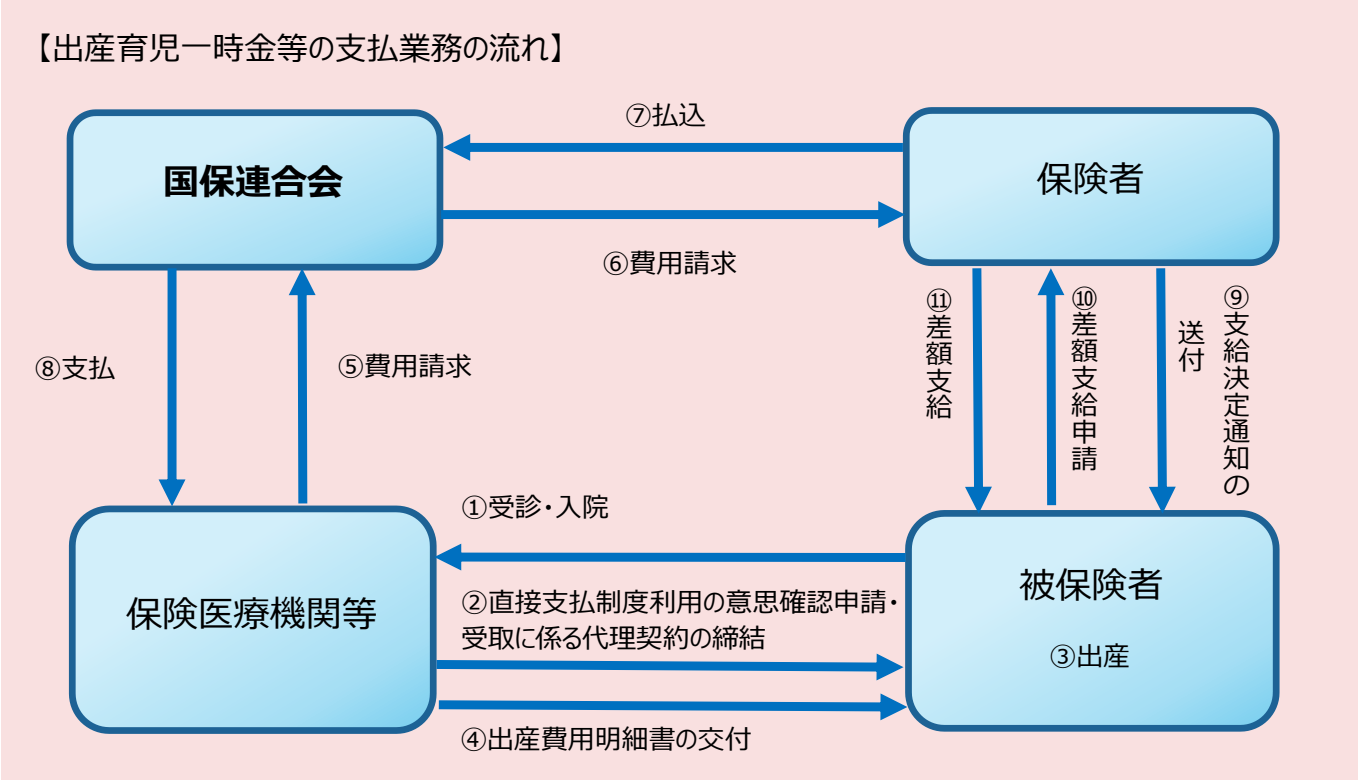

## （4）後期高齢者医療事務代行業務

本会では、委託契約により、栃木県後期高齢者医療広域連合の事務を一部代行しています。

| 業務名 | 業務内容 |
|---|---|
| ①レセプト点検業務 | レセプトの二次点検等の処理を行っています。 |
| ②レセプト保管管理業務 | 診療報酬明細書の保管管理、療養費支給申請書の整理・保管等の業務を行っています。 |
| ③高額療養費通知書等作成業務 | 高額療養費関連通知、高額医療・高額介護合算療養費関連通知等を作成しています。 |
| ④後発医薬品差額通知作成業務 | ジェネリック医薬品の差額通知書を作成しています。 |
| ⑤統計資料作成業務 | 各種資料を作成しています。 |

## 【参考】基幹システムの状況

### ①国保総合システム

国保総合システムは、国保中央会が開発した全国共通の標準システムとして、本会においては、平成 23 年 9 月処理分から稼働しています。

現行システムは 2 つの機能で構成され、本会の基幹システムとしての役割を担っています。

| 国保総合システムの機能 | | |
|---|---|---|
| **審査支払系システム** | | |
| | レセプト電算処理システム | 診療報酬等の請求をオンライン請求システムや電子媒体を用いた電子レセプトで受け付け、処理するための機能です。 |
| | 画面審査システム | レセプト電算処理システムと連動し、各職員の端末（PC）において電子レセプトの審査や事務点検、事務共助を行うための機能です。 |
| | 請求支払システム | 電子レセプトや紙レセプトの費用算定や各種エラーチェックを行い、保険者への請求額や保険医療機関等への支払額を確定する機能です。 |
| | コンピュータチェック | 電子レセプトにおいて、全国統一のコンピュータチェックや審査基準統一項目をチェックする機能です。 |
| **保険者サービス系システム** | | |
| | 保険者給付システム | 被保険者資格管理や高額療養費の算定など、保険者の共通する事務を効率的に処理するための機能です。 |
| | レセプト点検システム | 電子レセプト及び紙レセプトを画像化し、保険者において端末上から画面によるレセプトの閲覧及び点検を行うための機能です。 |

## ②国保情報集約システム

県単位で国保の資格異動情報や高額療養費該当情報の集約・管理を行うため、本会にて国保情報集約システムの運用を行っています。

【国保情報集約システムの概要】

1）市町ごとの資格異動情報を県単位に集約・管理
2）被保険者の資格取得日および資格喪失日の管理（都道府県単位）
3）市町ごとの高額該当情報を都道府県単位に集約・管理
4）市町間転居による世帯の継続性を判定するための候補世帯を抽出・継続世帯の確定
5）4）によって世帯の継続性が確定した世帯について高額療養費該当情報の引継ぎ
6）医療保険者向け中間サーバーへの加入者情報等の連携

【基幹システム（国保総合システム等）の概要】

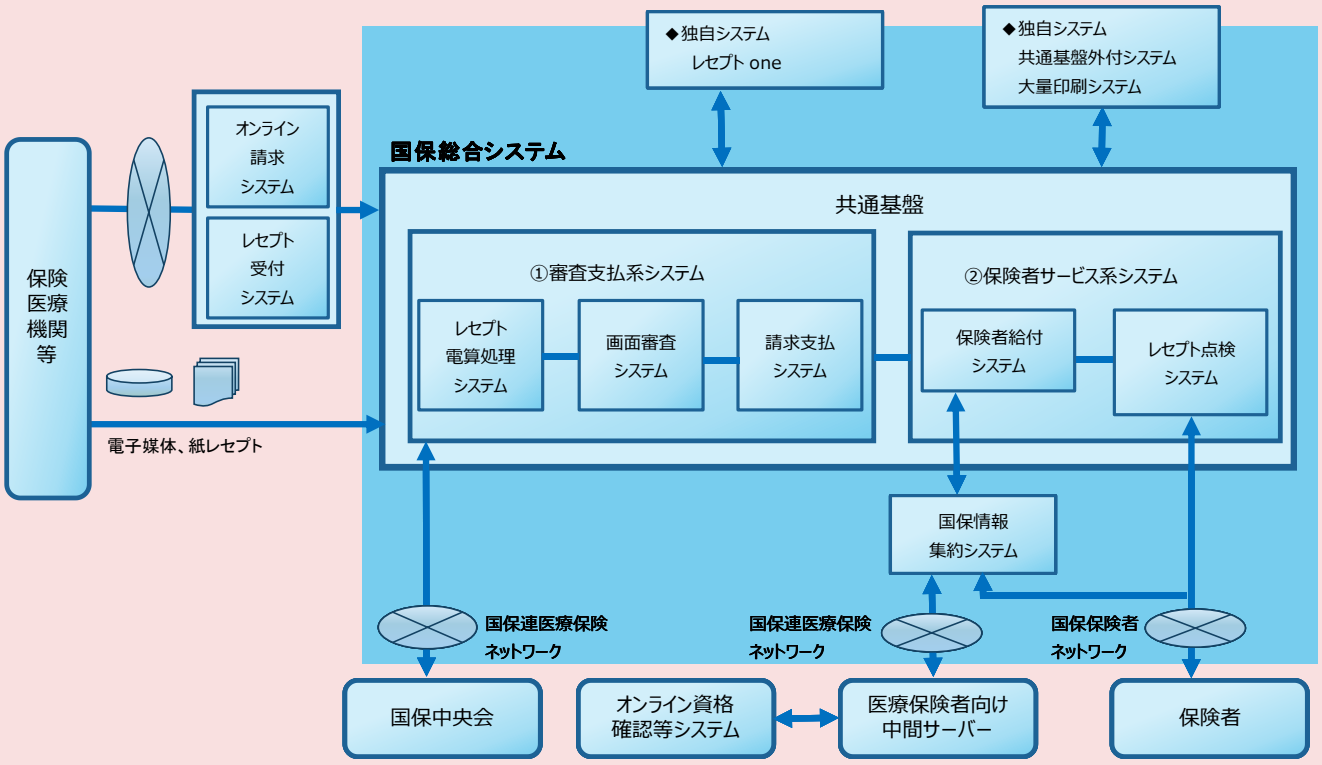

# 2　共同事業等

本会では、保険者事務を一元的に共同で処理することで、事務処理の効率化と経費削減等を図ることを目的として、保険者の事務を共同事業として実施しています。

## （1）保険者事務共同電算処理事業

本会では、保険者が行う事務処理のうち、各保険者に共通する事務を、事務処理の精度向上、迅速化及び効率化を図るため、一元的に共同で処理を行っています。

また、本会が実施している保険者事務共同電算処理事業では、一般業務と特別業務に分かれ、一般業務では主に委託保険者共通の処理を行い、特別業務では本会メニューから委託保険者の希望により選択可能な業務を行っています。

また、令和 7 年度より、新たに希望する保険者に「医療実績データと特定健診等データ突合リスト」の提供を開始します。

| 一般業務 | 特別業務 |
|---|---|
| ●被保険者の異動処理に関すること。<br>●診療(調剤)報酬の資格及び給付の確認並びに給付記録に関すること。<br>●高額療養費支給業務及び療養費支給業務に係わる関係資料並びに事業状況報告書の作成に関すること。<br>●診療(調剤)報酬明細書の保管業務に関すること。<br>●高額医療・高額介護合算業務に関すること。<br>●後発医薬品差額通知情報の抽出に関すること。<br>●柔整適正化業務に関すること。<br>●国保データベースシステムに関すること。<br>●診療報酬明細書等取り下げ依頼及び再審査申出書の入力代行業務に関すること。<br>●各種統計資料、その他参考資料の作成に関すること。 | ●資格確認書等の作成、封入及び封緘に関すること。<br>●医療費のお知らせの作成、封入及び封緘に関すること。<br>●後発医薬品差額通知の作成及び照会に関すること。<br>●保険者が希望する磁気媒体の作成に関すること。<br>●その他保険者が特別に必要とする資料の作成に関すること。 |

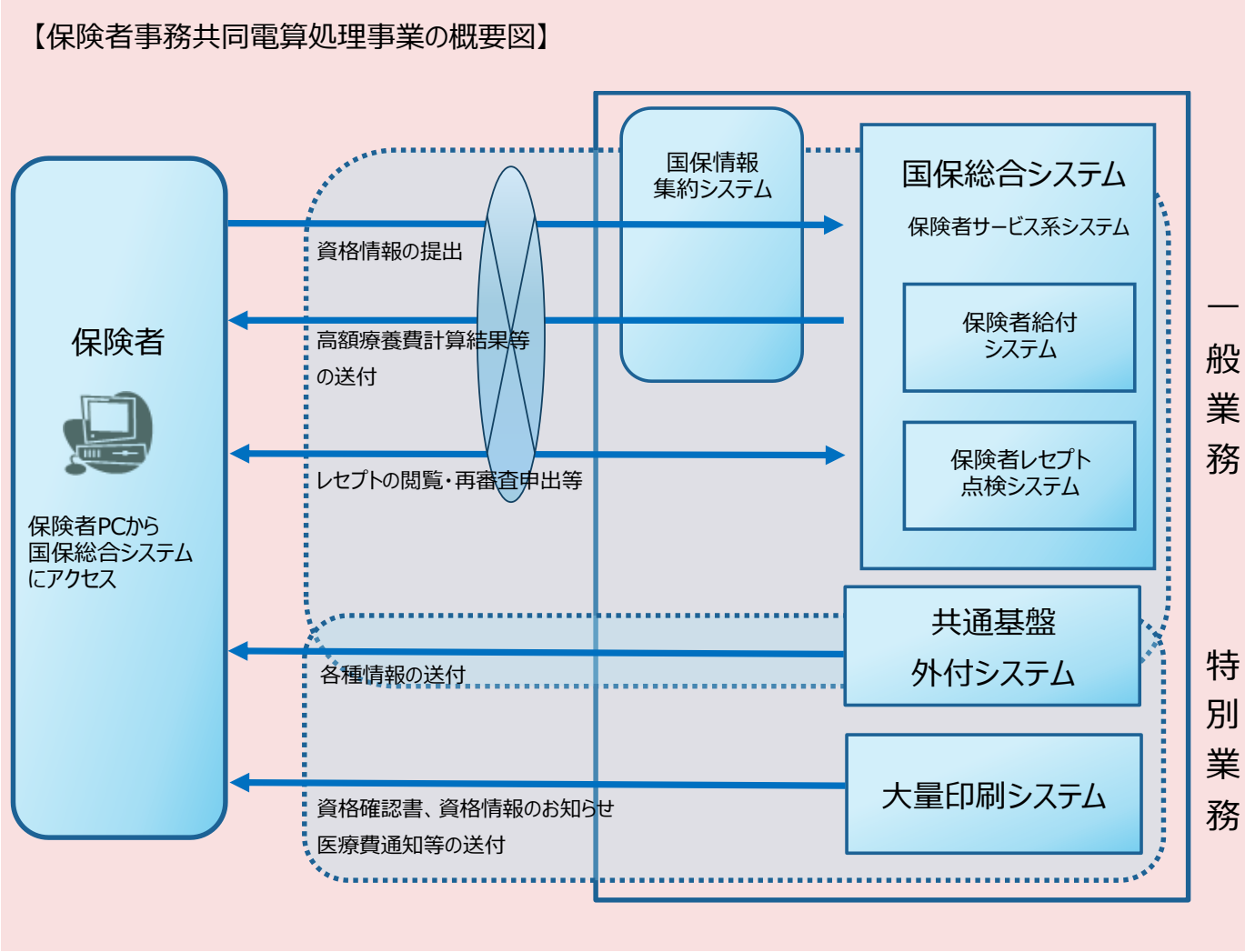


## （2）診療報酬明細書等二次点検業務

本会業務支援センターにおいて、一部保険者等からの委託を受けて、レセプト等の二次点検業務として各種点検、再審査申出登録から結果報告を行っています。

【各種点検】

| 対象レセプト | 点検内容 |
|---|---|
| 医科レセプト | ① 縦覧点検(過去分)<br>② 横覧点検(入院・外来)<br>③ 医科・歯科と調剤の突合点検<br>④ 介護給付情報と医科・歯科・調剤の突合点検<br>⑤ 単月点検 |
| 歯科レセプト | |
| 調剤レセプト | |

## (3)第三者行為損害賠償求償事務共同処理事業

本会では、医療費適正化の一環として、保険者等より委託を受け、第三者に対する求償及び損害賠償金の収納事務等の共同事業を行っています。

【求償事務の基本的な流れ】

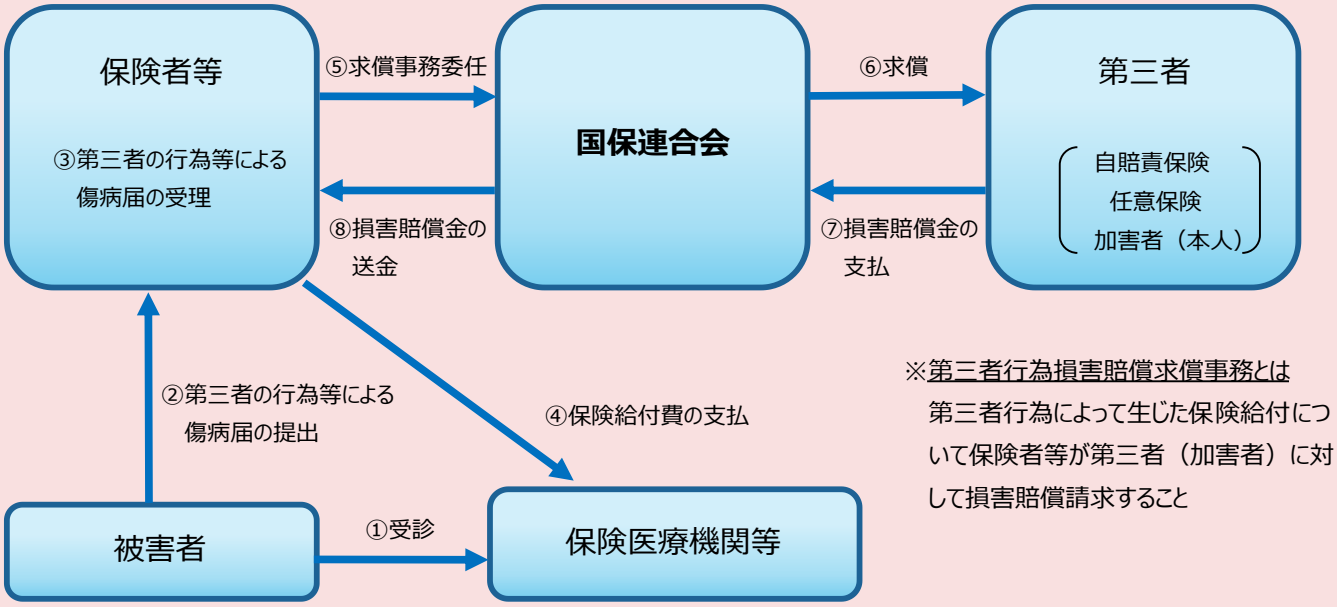


## (4)海外療養費不正請求対策支援事業

本会では、保険者等が不正請求と疑う海外療養費（出産育児一時金を含む）に対し、調査会社に依頼し事実確認を行い、結果を各保険者等へ報告しています。

【業務内容】

①診療内容明細書及び領収明細書の再翻訳

添付されている翻訳文とは別の翻訳を行います。

②現地医療機関への文書または電話照会

記載された医療機関が実在するか文書または電話で確認するとともに、診療内容の事実確認を行います。

【海外療養費不正請求対策支援事業の流れ】

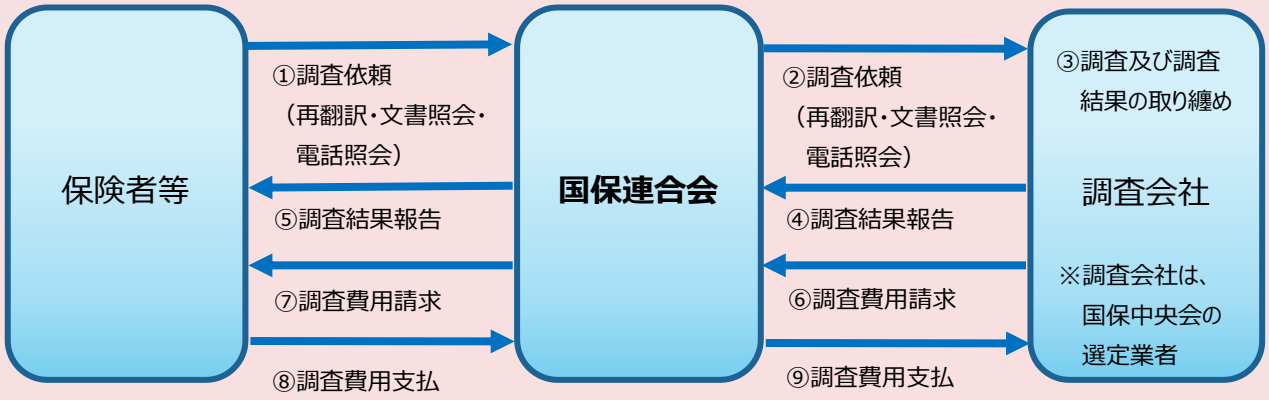

## （5）国保税賦課シミュレーション支援事業

本会では、県内市町が国保税の適正な算定を行うための支援及び事務負担の軽減を図ることを目的として、国保税賦課シミュレーション支援事業を実施しています。

本事業は、市町から委託を受け、「保険料（税）適正算定マニュアル（システム）」を活用し、現状の賦課状況の分析や税率改正の影響の比較分析をすることも可能となっています。

【業務内容】

①国保税の賦課シミュレーションの実施

市町より委託を受け「保険料（税）適正算定マニュアル（システム）」を活用し、賦課シミュレーションを行います。

②シミュレーション結果の分析

シミュレーションの結果を基に現行の賦課状況の分析と税率改正後の影響の比較分析を行います。

③結果の提供・報告

シミュレーションの分析結果を委託元の市町へ報告します。

④各市町にて活用

現行の賦課状況の分析、税率見直し時における試算・現行との比較、分析等に活用されています。

## （6）オンライン資格確認等システムへのデータ連携業務

本会の基幹システム等からオンライン資格確認等システムへ医療費情報、薬剤情報及び特定健診データの連携業務を実施しています。

これにより、被保険者本人がマイナポータル等で自身の医療費情報等を確認することができるようになり、連携された医療費情報を基に、確定申告の際に医療費控除の申告書を作成することが可能となります。

また、医療機関等が薬剤情報や特定健診データを確認することが可能となるため、これらの情報を基にした予防・健康づくりや重複投薬の削減等が可能となります。

## （7）特定技能外国人の受入拡大に伴う国保加入促進のための情報ファイル連携業務

特定技能外国人の受入拡大により、国保への加入漏れを防ぐため、市町国保保険者が国保への加入促進に取り組めるよう、毎月、データ集配信システム及び国保総合システムを介して、国保中央会から本会を経由して特定技能外国人に係る情報ファイルを連携しています。

## （8）国民健康保険の適用除外となった外国人の情報ファイル連携業務

国民健康保険の被保険者である外国人が、在留資格の変更により国民健康保険へ加入ができない在留資格となった該当者の情報を、毎月、データ集配信システム及び国保総合システムを介して、国保中央会から本会を経由してファイルを連携します。

## （9）診療月から３ヶ月経過後も新資格が判明しない者への市町国保からの加入勧奨ファイル連携業務

オンライン資格確認等システムを活用し、被用者保険者における資格喪失後受診に係るレセプトについて、診療月から３ヶ月（Ｎ＋3）時点で新資格が登録されていない者を抽出し、毎月、データ集配信システム及び国保総合システムを介して、国保中央会から本会を経由して市町国保保険者へ加入勧奨のための情報ファイルを連携しています。

# 3　保健事業

本会では、保険者が実施する住民の健康づくりを支援するため、国保データベース（KDB）システム（以下「KDB システム」という。）等を活用し、保険者努力支援制度を踏まえた各種事業を実施しています。

**【参考】KDB システムの概要**

KDB システムは、医療、介護、健診のデータを組み合わせ、保険者等の保健事業を効率的かつ効果的に実施できるようにサポートするために開発されたシステムです。

【KDB システムの概要図】

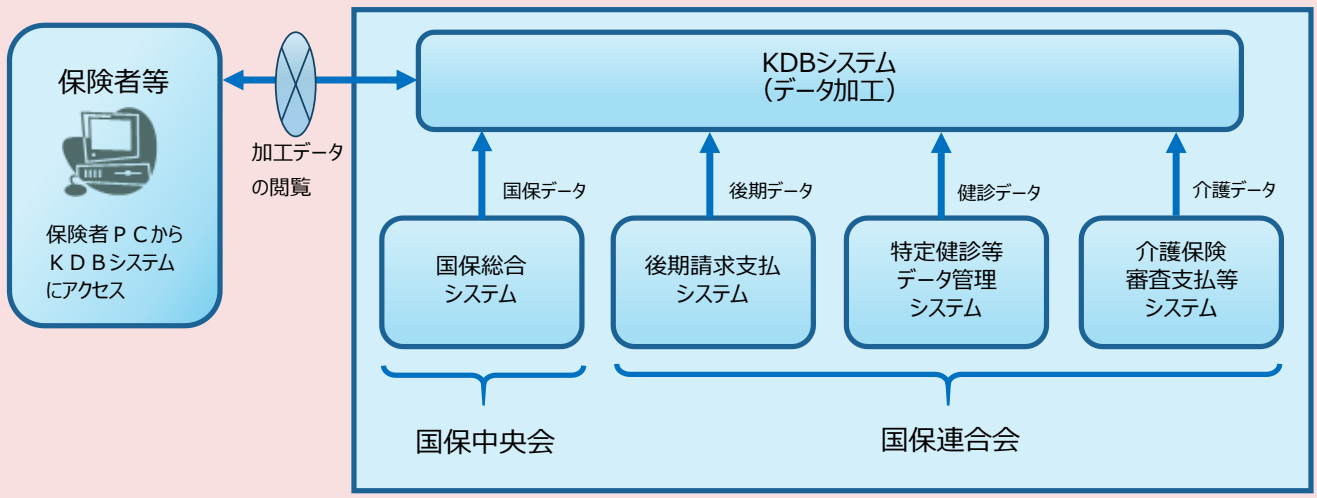


本会では、KDB システムの運用管理を行うとともに、KDB システムのデータ活用等に基づく保健事業を推進しています。

KDB システムでは、保険者等における保健事業の実施計画（データヘルス計画）の策定や実施等を支援するため、統計情報や個人の健康に関するデータを作成しています。

作成されたデータを分析することにより、地域住民の健康状況を把握し、取り組むべき健康課題を明確化したうえで、事業計画を策定して保健事業に取り組むことができます。また、その効果を確認し評価することにより、今後の健康課題解決のための計画の見直しが可能となります。

## （1）特定健康診査受診率及び特定保健指導実施率の向上支援

国保保険者（市町）が実施する特定健康診査及び特定保健指導の受診率及び実施率の向上を支援するため、特定健診受診率向上支援事業として被保険者向けの特定健診受診勧奨業務の実施に必要なデータ提供業務及び受診勧奨資材作成等費用の調整、並びに受診勧奨業務の運営に関する相談支援業務等を行います。

また、特定健診未受診者受診勧奨事業として、地区状況把握（データ分析、対象者選定作業）や訪問環境の整備（広報・通知等調整）を行ったうえで、保健師が対象者を訪問することにより、特定健診の受診勧奨を行います。

## （2）国保・後期高齢者ヘルスサポート事業

保険者等の保健事業の実施計画（データヘルス計画）の推進のため、本会に設置した外部有識者等で構成される「保健事業支援・評価委員会」により、計画に基づく保健事業等の PDCA サイクルによる効率的かつ効果的な実施や、保健事業の実施計画（データヘルス計画）の評価及び策定等について、支援・評価を行います。

また、未利用保険者等への支援・評価内容等の資料提供や利用促進を図るとともに、保険者等の保健事業の実施計画（データヘルス計画）の評価や策定、推進に関する研修会を開催し、さらなる支援を行います。

**国保・後期高齢者ヘルスサポート事業の全体像**

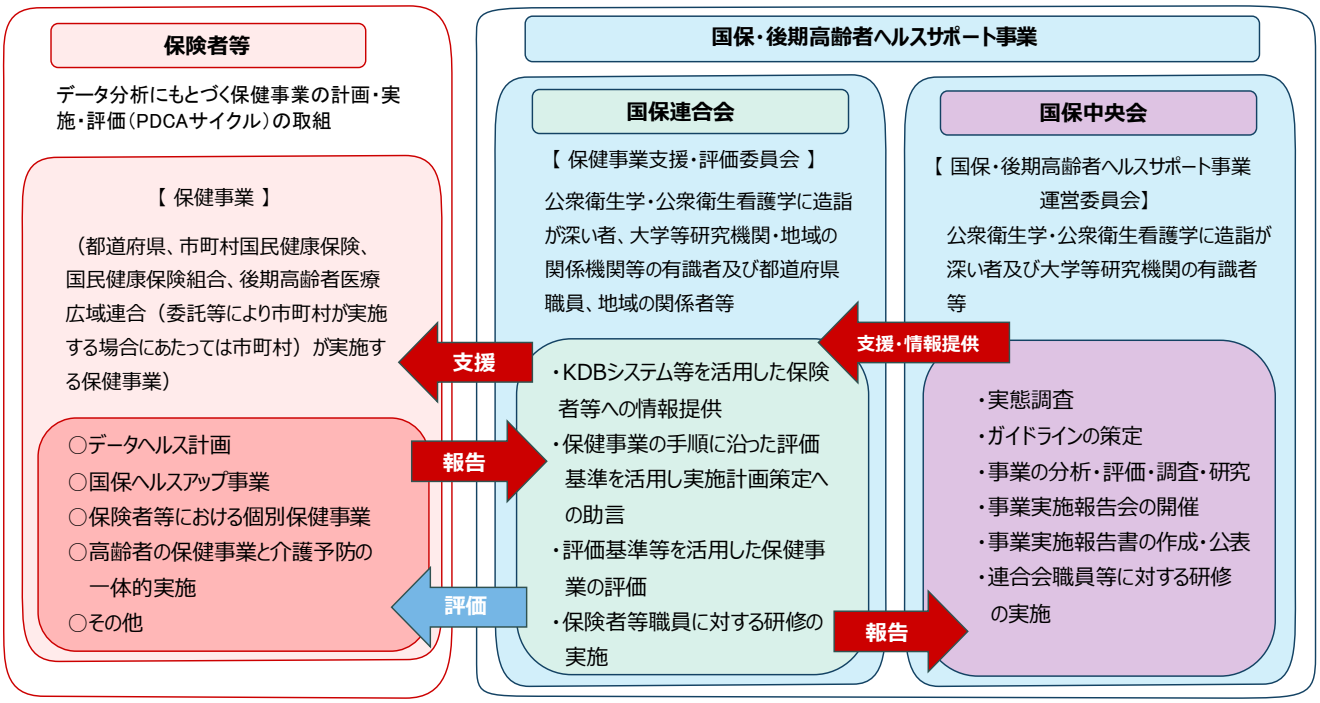


## （3）糖尿病等生活習慣病重症化予防

糖尿病の重症化予防に関するデータを抽出して保険者等へ提供することにより、糖尿病重症化予防の推進を支援します。

また、「栃木県糖尿病重症化予防プログラム」等の円滑な推進に向けて、県・栃木県医師会・栃木県保険者協議会との連携強化を図ります。

さらに、KDB システムのレセプト・健診データ等を活用することにより、糖尿病以外の生活習慣病を含めたハイリスク者の把握が可能であることから、早期の重症化予防の推進に寄与するため、保険者等が活用できるよう説明等の支援を行います。

## （4）後発医薬品の使用促進に関する支援

後発医薬品に係る現状分析資料の提供をはじめ、後発医薬品利用差額通知書発送後の効果を把握する帳票の提供など、効果的な後発医薬品の使用促進に繋がる取り組みを行います。

## （5）重複服薬者等訪問指導等支援事業

保険者等が重複服薬者等の受診・服薬情報等を把握し、被保険者の健康被害防止等に繋がる適切な保健指導を実施することにより、適正受診の促進や医療費適正化を推進できるよう、栃木県薬剤師会等と連携しながら訪問指導や研修会開催等の支援を行います。

※重複服薬者とは…同一月の中で複数の医療機関より同じ薬効の薬剤を処方されている方のこと

【実施内容】

①重複服薬者一覧の作成

②対象者選定支援

③連合会保健師、在宅保健師、及び栃木県薬剤師会会員による同行訪問等支援

④地域の関係者に対する研修会の実施等

## （6）国保データベース（KDB）システム等の情報を活用したデータ分析事業

保険者等が地域の現状及び健康課題を把握し、PDCA サイクルに沿った個別保健事業の実施、データヘルス計画の策定や推進ができるように本会で KDB システム等の医療情報や健診情報、介護情報を活用したデータ分析を行い、保険者等へ提供しています。

## （7）高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施

高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施において、市町は高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細やかな支援を実施するため、高齢者一人ひとりの医療・介護等の情報を解析し、地域の健康課題を整理・分析することとされています。これを支援するため、KDB システムを活用した分析手法に関する研修会を開催しています。

また、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に関するデータ分析を行い、その結果を市町等に提供しています。

## （8）「市町健康まつり」への参加

地域の健康づくりの一助となるよう、保険者が実施する健康まつり等の事業を支援しています。支援内容は、健康測定器や健康教材等の貸出支援、お薬相談所の設置支援、骨密度測定及び測定結果を用いた指導支援です。

## （9）在宅保健師「つゆくさの会」活動支援

在宅保健師「つゆくさの会」は、県内に在住する在宅保健師の会です。会員相互の親睦を図るとともに、地域における健康づくり推進のため、豊富な経験を生かし、地域の保健活動に寄与することを目的として設立されています。

本会は、在宅保健師「つゆくさの会」の事務局を担っています。

## （10）「栃木県国民健康保険団体連合会診療施設部会医師会」活動支援

栃木県国民健康保険団体連合会診療施設部会医師会（以下、「診療施設部会医師会」という。）は、県内の国保直診である診療施設等を会員とし、診療施設機能の充実強化に努めるとともに、これに勤務する医師の相互研鑽をとおし、地域住民の保健、医療、介護、福祉の向上に寄与することを目的として設立されています。

本会は、「診療施設部会医師会」の事務局を担っています。

## (11)関係機関との連携

### ①栃木県保険者協議会の運営支援

保険者協議会は、医療保険者が保険運営の安定化及び被保険者等の生涯にわたる健康の保持増進と保健事業の円滑な運営を図るため、連携・協力し、地域の特性に応じた生活習慣病対策をはじめとした保健事業を効率的かつ効果的に実施することを目的に、医療保険者等の代表が集結する会議です。

本会は、栃木県とともに栃木県保険者協議会の事務局を担っています。

### ②栃木県市町保健師業務研究会の運営支援

栃木県市町保健師業務研究会は、市町で地域の健康づくりのために従事する保健師の方々の資質向上、地域住民の健康と福祉向上のために設立され、保健師としてのスキルアップのための研修会や保健師業務の実態調査・研究等を実施しています。

本会は、栃木県市町保健師業務研究会の事務局を担っています。

## (12)特定健診等データ管理業務

本会では、保険者に義務付けられた特定健診・特定保健指導に関して、データ管理や受診券の発行、費用決済業務を行っています。

国保保険者が効果的かつ効率的に特定健診を実施するため、特定健診等データ管理システムにて、健診等実施機関、国保保険者とのネットワークを活用して効率的にデータを管理し、特定健診等の実施の円滑化を図っています。

なお、本会の基幹システム等からオンライン資格確認等システムへ、特定健診等のデータ連携業務を実施しています。そのため、保険者間の引継ぎが可能となり、被保険者はマイナポータル等を通じて、特定健診等データを経年で閲覧できます。また、医療機関等は被保険者本人の同意を得ることで、特定健診等データの取得が可能となります。

| 費用決済業務 | 共同処理業務 | マスタ管理業務 |
|---|---|---|
| ●特定健診、特定保健指導の費用決済業務<br>●介護保険法に基づく生活機能評価及び市町の追加健診の費用決済業務 | ●特定健診等データの「階層化」「優先順位付け」<br>●受診券の作成及び封入封緘<br>●受診結果データの管理<br>●国への報告データの作成<br>●統計資料作成 | ●契約情報の管理<br>●被保険者マスタの管理<br>●健診機関マスタの管理<br>等 |

【特定健診費用決済等の流れ】

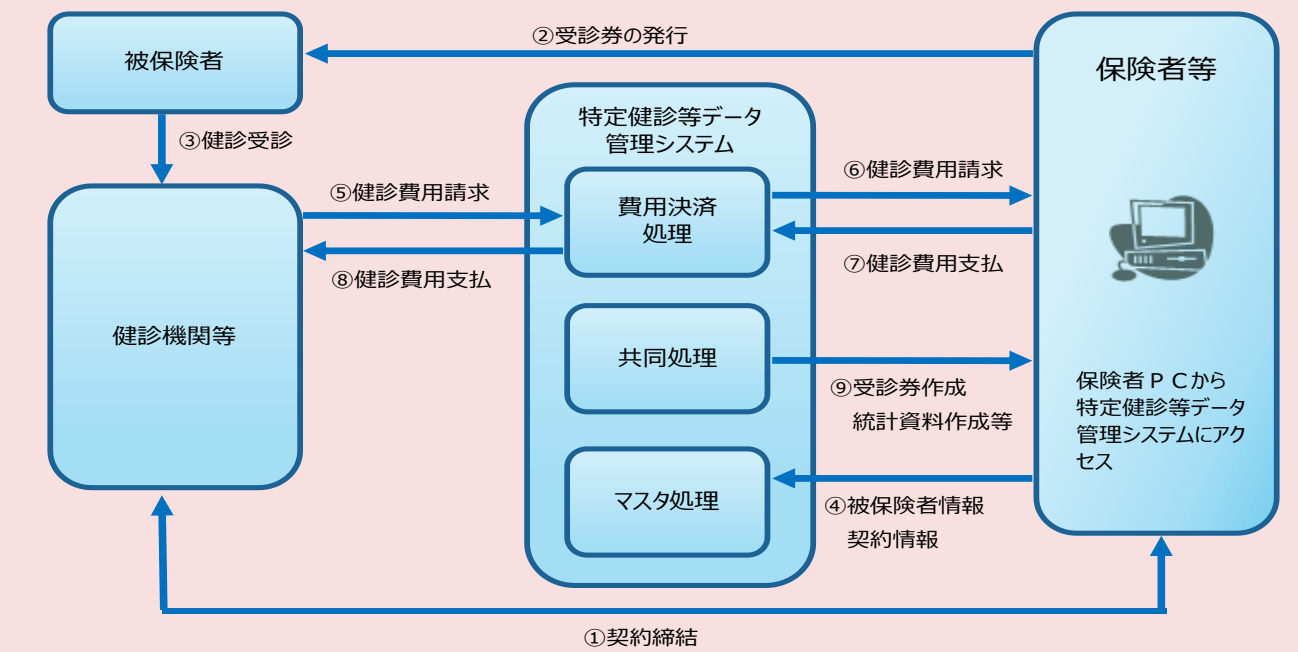

# 4　介護福祉事業

## (1)介護給付費審査支払業務

本会では、介護保険法第 176 条の規定により保険者から審査支払業務の委託を受け、介護給付費、介護予防・日常生活支援総合事業費等に係る審査及び支払の業務を行っています。

### ①介護給付費審査支払業務

事業所等から介護給付費請求明細書、介護予防・日常生活支援総合事業明細書等を受け付け、審査を行った後、保険者への請求額及び事業者等への支払額を決定し、保険者への介護給付費等請求及び事業所への介護給付費等支払を行っています。また、診療報酬同様に全国決済を実施しています。

【介護給付費審査支払業務の流れ】

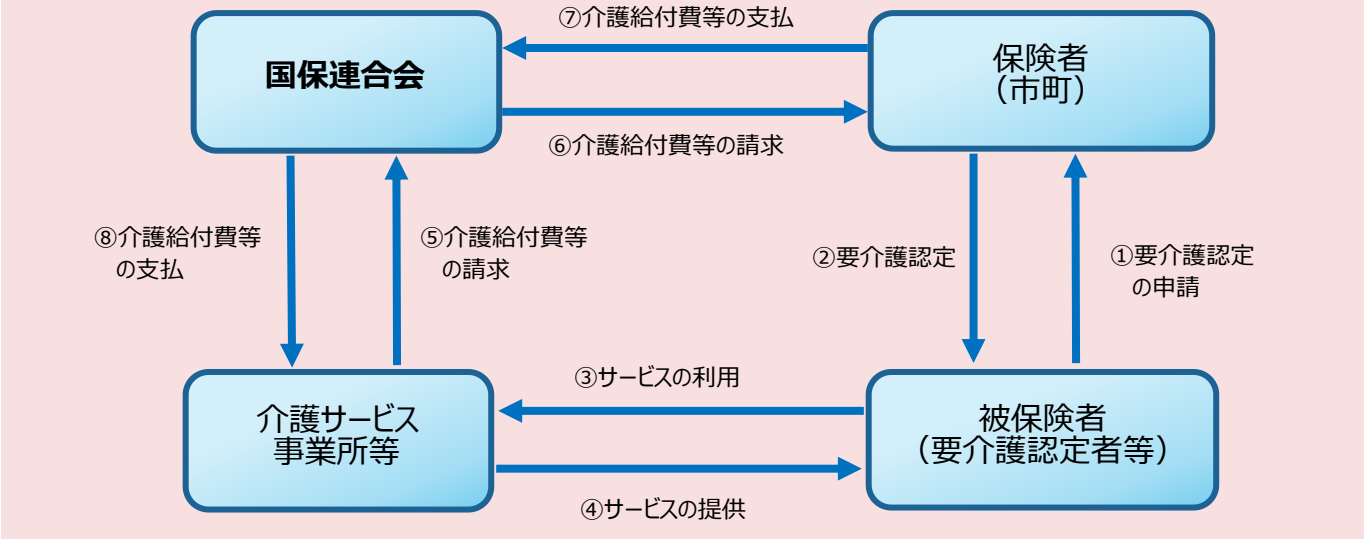


### ②介護給付費等審査委員会

介護給付費請求書の審査を行うために、介護保険法第 179 条の規定に基づき、本会に「介護給付費等審査委員会」を設置しています。

介護給付費等審査委員会は、介護医療部会と介護審査部会で構成されており、以下のとおり部会ごとにそれぞれの請求に対する審査を行っています。

【介護給付費等審査委員会組織図】

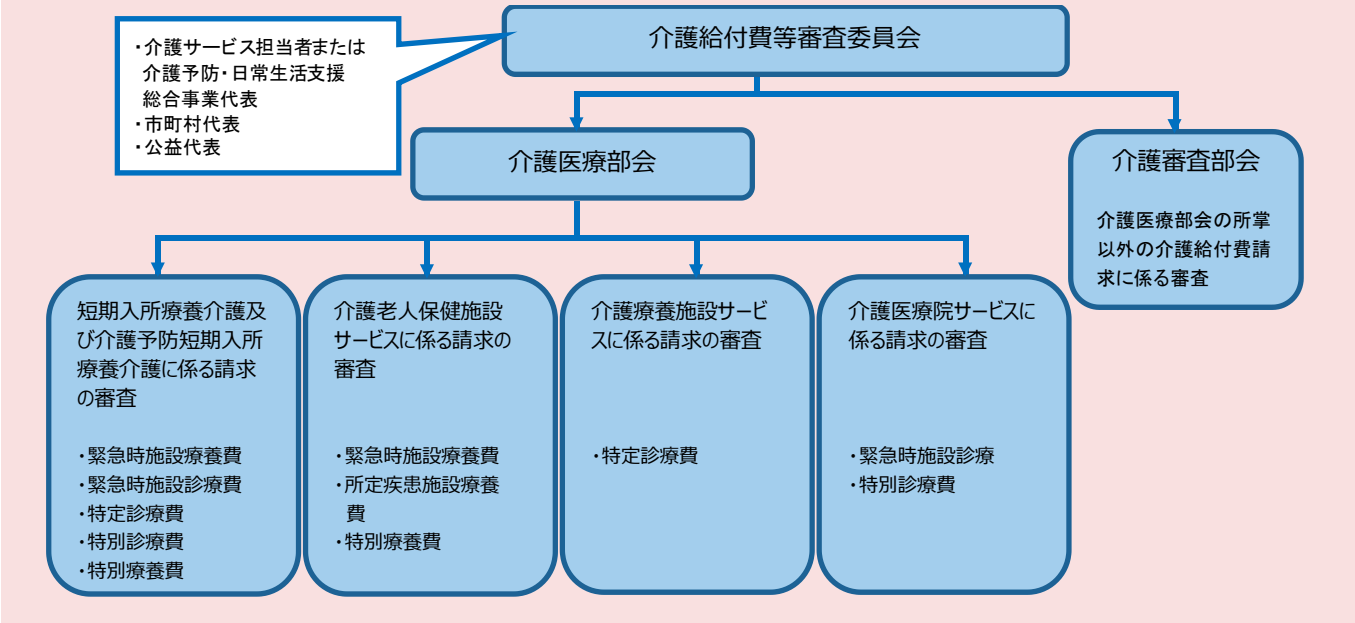

## (2)介護サービス業務

本会では、介護保険法第 176 条第 1 項 3 号の規定に基づき、介護サービスの円滑な運用に資するため、利用者等からの苦情等を受け付ける業務を行っています。

本業務は、広域的対応が可能であること、並びに介護サービスにおいて第三者機関であること、審査支払業務を通じて、利用者等及び事業者に関する情報を保有すること等の理由から介護保険上の苦情処理機関として本会が位置づけられ、介護サービス利用者の権利擁護、介護サービスの質の維持・向上、介護保険制度のサービス内容及び介護費用の適正化に資することを目的としています。

【介護サービスにおける苦情等の流れ】

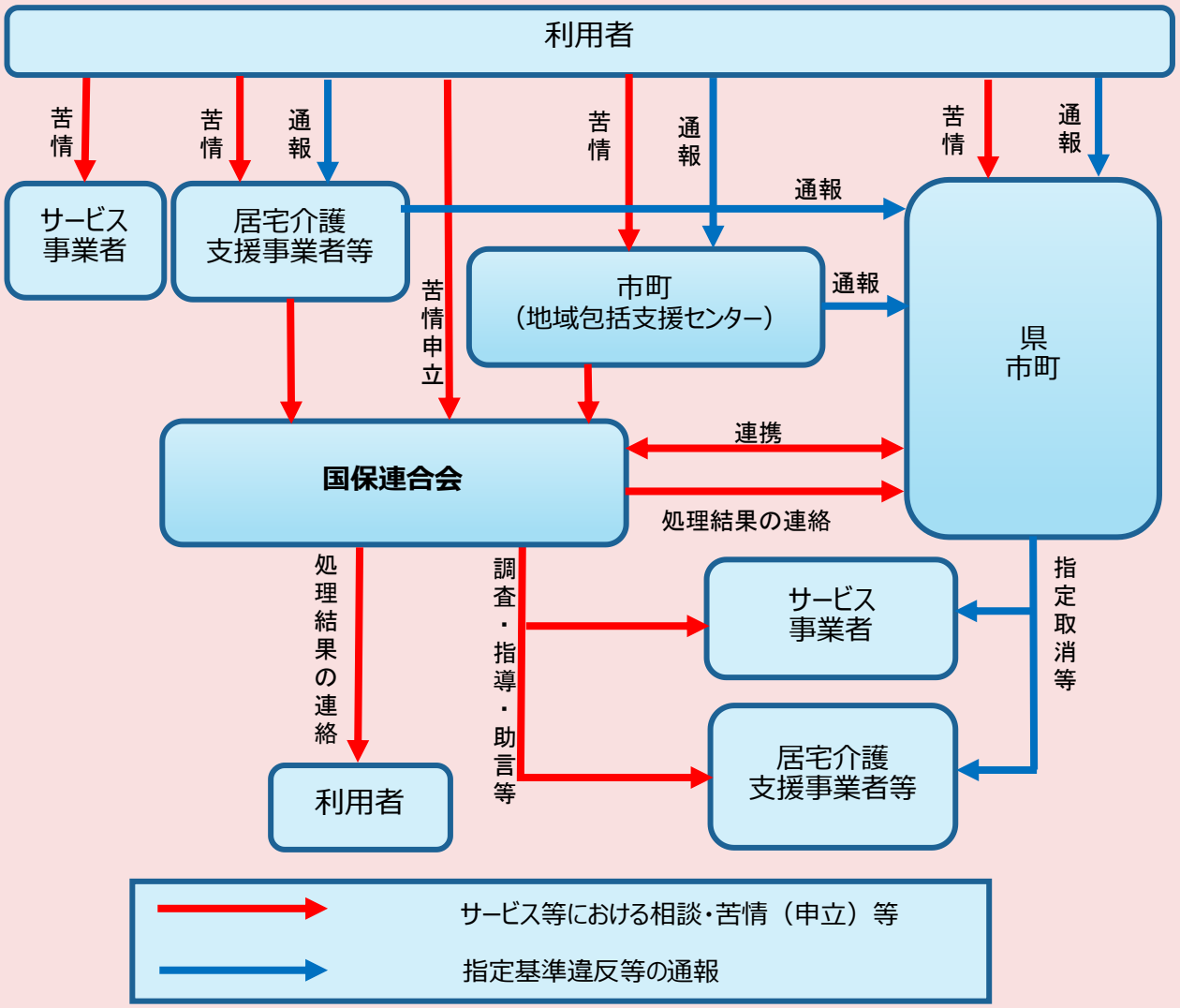

## (3)介護保険者事務共同処理事業

本会では、保険者が行う事務処理のうち、各保険者に共通する事務処理の負担軽減及び効率化を図るため、本会に蓄積された給付実績等情報及び保険者から提供された各種情報を基に、一元的に共同で下表の処理を行っています。

| 処理名 | 概要 |
|---|---|
| ①償還払給付額管理処理 | 償還払(福祉用具購入等)に関する上限管理等の処理 |
| ②高額介護(予防)サービス費支給処理 | 高額介護サービス費の一括計算及び処理結果提供 |
| ③各種支払支援処理 | 償還払い及び高額介護サービス費の振込データ作成 |
| ④主治医意見書料支払処理 | 要介護認定時における主治医の意見書に関する支払 |
| ⑤市町村特別給付等支払処理 | 市町村が条例で定めた法定保険給付以外の独自の給付に関する支払 |
| ⑥統計資料作成処理 | 介護保険事業報告等の作成 |
| ⑦高額医療・高額介護(予防)合算業務処理 | 医療と介護の合算における自己負担限度額超過計算 |
| ⑧縦覧点検支援処理 | 縦覧点検による過誤申立情報の作成支援 |
| ⑨医療給付情報との突合点検支援処理 | 医療給付情報との突合点検による過誤申立情報の作成支援 |
| ⑩介護給付実績情報活用支援処理 | 提供情報一覧表作成及び給付実績等のデータ分析・活用方策の支援 |
| ⑪その他、理事長が必要と認める処理 | 理事長が必要と認める処理 |

## (4)介護給付適正化支援事業

国・県・保険者等において取り組む介護給付適正化事業の推進を支援するため、保険者が主に介護給付費用面における適正化対策に活用するための情報提供や、縦覧点検・医療情報との突合点検支援事業を実施しています。

また、保険者が地域の特性を鑑みた更なる介護給付適正化事業に取り組めるよう、給付実績等のデータ分析及び活用方策を踏まえた支援事業を実施しています。

## (5)各種経由機関としての業務

国保連合会と保険者、国保中央会間のネットワークを利用して、年金保険者と保険者における介護保険料、国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料の特別徴収に関する情報等の授受を行っています。

【情報経由の仕組みを使用する業務】

・特別徴収情報の経由業務
・補足給付における非課税年金勘案のための年金情報経由業務
・要介護認定情報等の経由業務
・年金生活者支援給付金に関する所得情報経由業務

## (6)介護 DX の推進

### ①ケアプランデータ連携システムの普及促進

国からの要請に基づき、介護事業所からのライセンス料徴収業務や電子証明書発行業務等を行っています。

### ②介護情報基盤の整備事業への対応

介護情報基盤を活用した情報共有に向けて、国における介護情報基盤の整備に必要な対応を行います。

## (7)障害者総合支援法関係業務

市町および栃木県から委託を受け、障害者総合支援法に基づく障害介護給付費および児童福祉法に基づく障害児給付費の審査及び支払に関する業務を行っています。

①障害介護給付費

障害者総合支援法第 96 条の 2 の規定による介護給付費、訓練等給付費、特定障害者特別給付費、地域相談支援給付費及び計画相談支援給付費の審査及び支払に関する業務を行います。

②障害児給付費

児童福祉法第 56 条の 5 の 2 の規定による障害児入所給付費、特定入所障害児食費等給付費、障害児通所給付費及び障害児相談支援給付費、その他法令又は通知で定める給付の審査及び支払に関する業務を行います。

【障害介護給付費等審査支払業務の流れ】

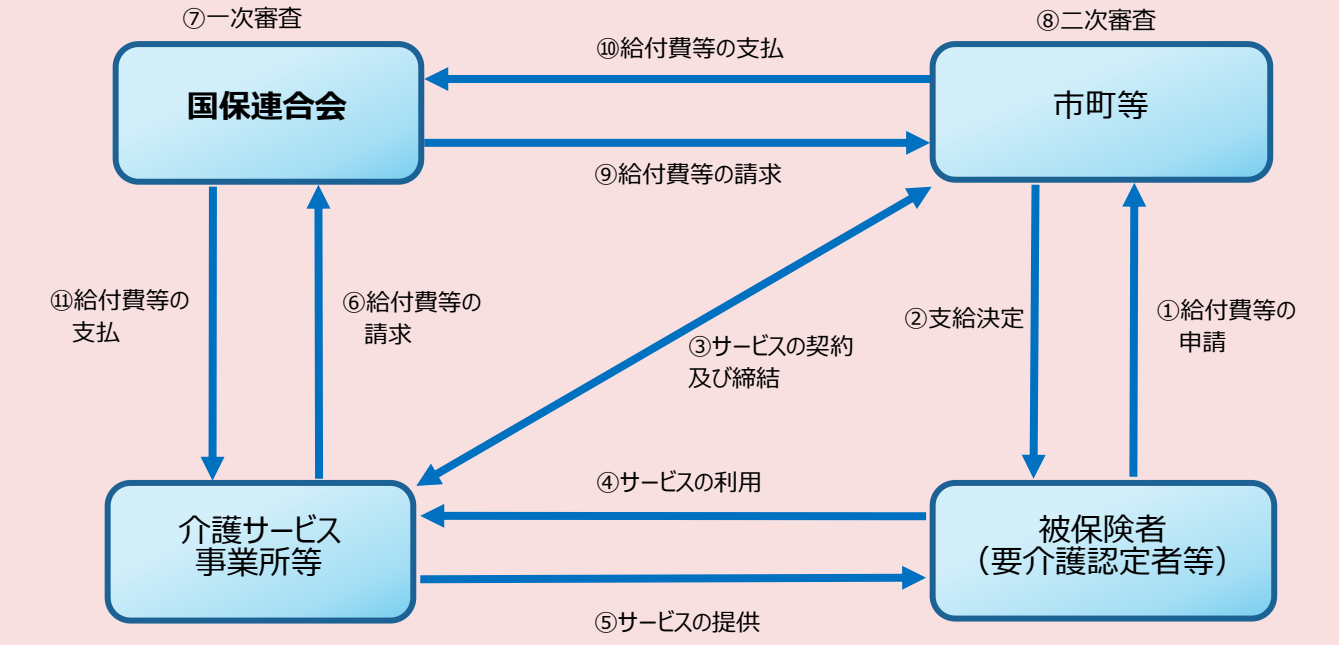


## (8)障害福祉事務共同処理事業

本会では、市町等が行う事務処理のうち、各市町等に共通する事務処理の負担軽減及び効率化を図るため、本会に蓄積された給付実績等情報及び市町等から提供された各種情報を基に、一元的に共同で下表の処理を行っています。また、障害者総合支援法第 77 条及び第 77 条の 2 の規定により市町村が実施主体となって行っている地域生活支援事業にかかる給付費等の審査及び支払に関する業務を実施しています。

| 処理名 | 概要 |
|---|---|
| ①給付実績交換処理 | 償還払分の給付実績情報登録・提供処理 |
| ②高額障害福祉サービス費及び高額障害児給付費支給処理 | 高額障害福祉サービス費及び高額障害児給付費の一括計算及び処理結果の提供 |
| ③各種支払支援処理 | 高額障害福祉サービス費及び高額障害児給付費の振込データ作成 |
| ④統計資料作成処理 | 統計資料作成・提供 |
| ⑤地域生活支援事業費等支払処理 | 地域生活支援事業にかかる給付費等の審査及び支払 |

## (9)障害福祉サービスデータベースのデータ連携業務

国からの要請に基づき、給付実績明細書データ、受給者台帳データ及び障害支援区分認定データの連携業務を実施しています。

# ５　広報事業及び調査研究事業等

本会では、国民健康保険制度の普及等を目的として、広報活動及び国保制度の調査研究事業に取り組んでいます。

## （1）広報事業

本会の機関誌である「栃木の国保」、ホームページを中心に、ポスター・パンフレットによる広報及び、「国保税納付促進CM」や「特定健診受診啓発CM」等の動画による広報を実施しております。また、動画の視聴機会の拡張を図り、YouTube での Web 広告やデジタルサイネージ等、ICT を活用した広報事業を展開しています。

### ①機関誌「栃木の国保」

機関誌「栃木の国保」は、年 3 回発行しています。

国保運営にかかわる記事や健康をテーマとした記事を掲載しています。

### ②栃木県国民健康保険団体連合会ホームページ

URL：https://www.tochigi-kokuho.jp/

本会ホームページでは、最新情報をはじめ、一般のみなさまに向けた情報をはじめとして、さまざまな情報を公開しています。

### ③栃木県国民健康保険団体連合会 YouTube チャンネル

「国保税納付促進CM」や「特定健診受診啓発CM」を公開しています。

URL：https://youtu.be/ZGK_mrOFRNo

【国保税納付促進 CM】

### ④国保制度全般の啓発、特定健診・特定保健指導受診啓発等に関する広報

被保険者向け啓発用として、国保制度全般に関するパンフレットを作成し、周知を行っています。

また、特定健診の受診啓発を図るため、グッズの作成や、横断幕の設置などを実施しています。

### ⑤外国人向け国保制度及び国保税理解・啓発に関する広報

外国人被保険者の国保制度及び国保税に関する理解啓発を図るため、多言語に対応したリーフレット（印刷可能な PDF 形式）を作成し、市町の窓口等で啓発媒体として活用いただいています。

### ⑥デジタルサイネージを活用した動画による広報

被保険者の視聴機会拡張を目的に、令和5年度より県内保険者へデジタルサイネージの貸出を行い、市町の各種イベント等で「国保税納付促進 CM」、「特定健診受診啓発 CM」及び健康動画をご視聴いただく事業を実施しています。

また、令和 7 年度より、新たに県内の道の駅へデジタルサイネージを設置し、動画の放映を実施いたします。

## （2）国民健康保険料（税）収納率向上支援事業

本会では、市町国民健康保険料（税）収納率向上を支援するため、各種支援事業を実施しています。

### ①徴収アドバイザー設置事業

本会に徴収アドバイザーを設置し、希望する市町へ派遣しています。

滞納案件の相談や捜索等の指導・助言を通じて、市町担当者のスキルアップを図り、徴収事務を支援しています。

### ②保険料（税）収納率向上支援コールセンター事業

希望する市町の国保税現年度分未納者に対し、自動音声電話による納付催告を行う共同事業を実施しています。

### ③国保税口座振替納付促進キャンペーン（強化期間）の実施

本県における国保税収納率及び口座振替率が低い状況を踏まえ、口座振替率の向上を図るため、国保税口座振替納付促進の強化期間（７月～８月）として、各種広報事業を中心としたキャンペーンを実施しています。

## （3）調査研究事業

国保の現状と直面する諸問題、今後の展望に対する理解を深めることにより、円滑な国保運営を推進し国保制度の安定に寄与することを目的として、各種会議や協議会、セミナー等を開催しています。

また、医療費状況を視覚的に把握できるようにグラフを中心にまとめた「目で見る栃木県の医療費状況」を作成し、本会ホームページに公開しています。

# Ⅲ　資料集

## 1　会員名簿

| 保険者名 | 代表者名 | 保険者名 | 代表者名 |
|---|---|---|---|
| 栃　木　県 | 福 田　富 一 | 日　光　市 | 粉 川　昭 一 |
| 宇 都 宮 市 | 佐 藤　栄 一 | 上 三 川 町 | 星 野　光 利 |
| 足　利　市 | 早 川　尚 秀 | 益　子　町 | 広 田　茂十郎 |
| 栃　木　市 | 大 川　秀 子 | 茂　木　町 | 古 口　達 也 |
| 佐　野　市 | 金 子　　裕 | 市　貝　町 | 入 野　正 明 |
| 鹿　沼　市 | 松 井　正 一 | 芳　賀　町 | 大 関　一 雄 |
| 小　山　市 | 浅 野　正 富 | 壬　生　町 | 小 菅　一 弥 |
| 真　岡　市 | 石 坂　真 一 | 野　木　町 | 真 瀬　宏 子 |
| 大 田 原 市 | 相 馬　憲 一 | 塩　谷　町 | 見 形　和 久 |
| 矢　板　市 | 森 島　武 芳 | 高 根 沢 町 | 神 林　秀 治 |
| 那須塩原市 | 渡 辺　美知太郎 | 那　須　町 | 平 山　幸 宏 |
| さ く ら 市 | 中 村　卓 資 | 那 珂 川 町 | 福 島　泰 夫 |
| 那須烏山市 | 川 俣　純 子 | 全国歯科医師<br>国民健康保険組合 | 三 塚　憲 二 |
| 下　野　市 | 坂 村　哲 也 | 栃木県医師<br>国民健康保険組合 | 小 沼　一 郎 |

28 保険者（県、25 市町、2 組合）
（令和 7 年 4 月 24 日現在）

## 2　本会の予算概要

### (1)令和７年度本会予算総括

| 会計区分 | | | 令和7年度予算（千円） | 令和6年度予算（千円） | 対前年比(%) |
|---|---|---|---|---|---|
| 一般会計 | | | (488,826)<br>488,826 | (481,618)<br>481,618 | (104.49)<br>101.49 |
| 診療報酬審査支払特別会計 | 業務勘定 | | (1,146,962)<br>1,334,891 | (1,443,708)<br>1,541,285 | (79.44)<br>86.60 |
| | 診療報酬支払勘定 | 国民健康保険診療報酬支払勘定 | 137,368,273 | 142,534,798 | 96.37 |
| | | 公費負担医療に関する診療報酬支払勘定 | 4,343,810 | 4,248,165 | 102.25 |
| | | 出産育児一時金等に関する支払勘定 | 882,007 | 945,007 | 93.33 |
| | | 抗体検査等費用に関する支払勘定 | 0 | 136,613 | 皆減 |
| | | 小　計 | 142,594,090 | 147,864,583 | 96.43 |
| 後期高齢者医療事業関係業務特別会計 | 業務勘定 | | (820,290)<br>820,290 | (901,273)<br>901,273 | (91.01)<br>91.01 |
| | 診療報酬支払勘定 | 後期高齢者医療診療報酬支払勘定 | 250,080,567 | 243,177,988 | 102.83 |
| | | 公費負担医療に関する診療報酬支払勘定 | 1,598,507 | 1,455,957 | 109.79 |
| | | 小　計 | 251,679,074 | 244,633,945 | 102.87 |
| 第三者行為損害賠償求償事務共同処理事業特別会計 | | | (18,906)<br>461,519 | (16,017)<br>436,706 | (118.03)<br>105.68 |
| 介護保険事業関係業務特別会計 | 業務勘定 | | (247,686)<br>633,787 | (319,515)<br>717,807 | (77.51)<br>88.29 |
| | 支払勘定 | 介護給付費支払勘定 | 156,663,761 | 156,017,430 | 100.41 |
| | | 公費負担医療等に関する報酬等支払勘定 | 1,431,905 | 1,414,593 | 101.22 |
| | | 小　計 | 158,095,666 | 157,432,023 | 100.42 |
| 障害者総合支援法関係業務等特別会計 | 業務勘定 | | (77,375)<br>81,775 | (103,983)<br>109,046 | (74.41)<br>74.99 |
| | 支払勘定 | 障害介護給付費支払勘定 | 57,639,273 | 52,195,496 | 110.42 |
| | | 障害児給付費支払勘定 | 15,761,688 | 14,813,934 | 106.39 |
| | | 小　計 | 73,400,961 | 67,009,430 | 109.53 |
| 特定健診保健指導費用決済業務特別会計 | | | (89,457)<br>1,702,350 | (68,321)<br>1,569,768 | (130.93)<br>108.44 |
| 職員厚生資金貸付金特別会計 | | | 11,016 | 10,633 | 103.60 |
| 合　計 | | | (2,889,502)<br>631,304,245 | (3,334,435)<br>622,708,117 | (86.65)<br>101.38 |

※カッコ内の数字は、医療機関等への支払等を除いた本会における事務運営に要する経費を示しています。

## （2）会計別歳入歳出内訳（業務に係る会計）

（単位：千円）

### 一般会計（488,826 千円）

一般会計は、特別会計に属さない経費を扱う会計となります。

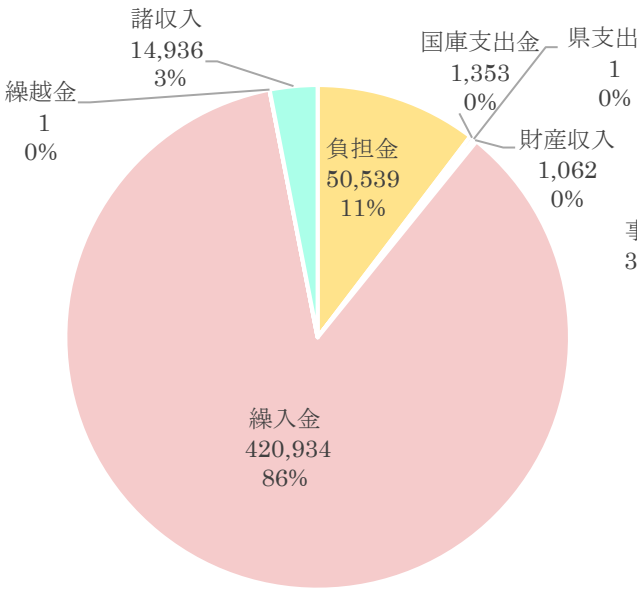


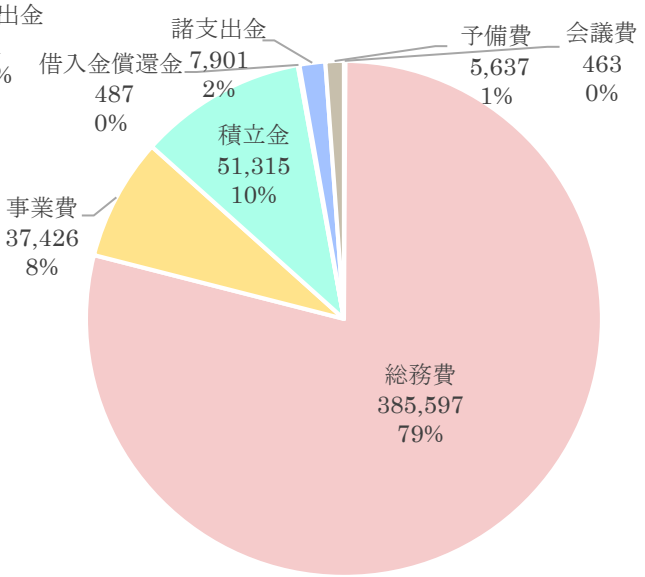


### 診療報酬審査支払特別会計（業務勘定）（1,334,891 千円）

診療報酬審査支払特別会計（業務勘定）は、国民健康保険審査支払等事業に関する経費を取り扱うための会計となります。

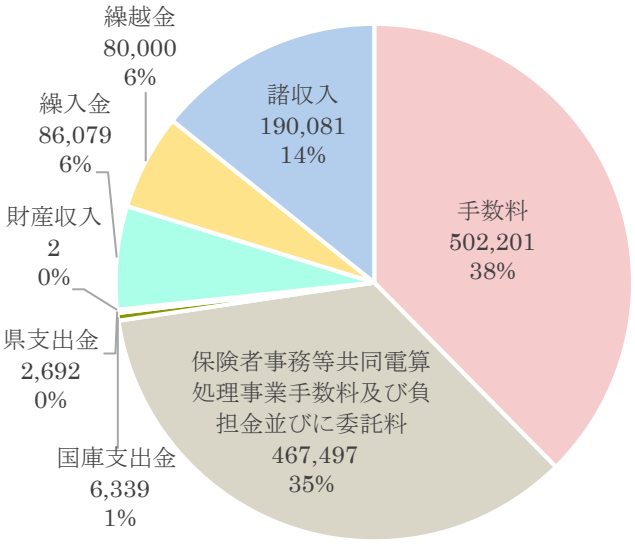


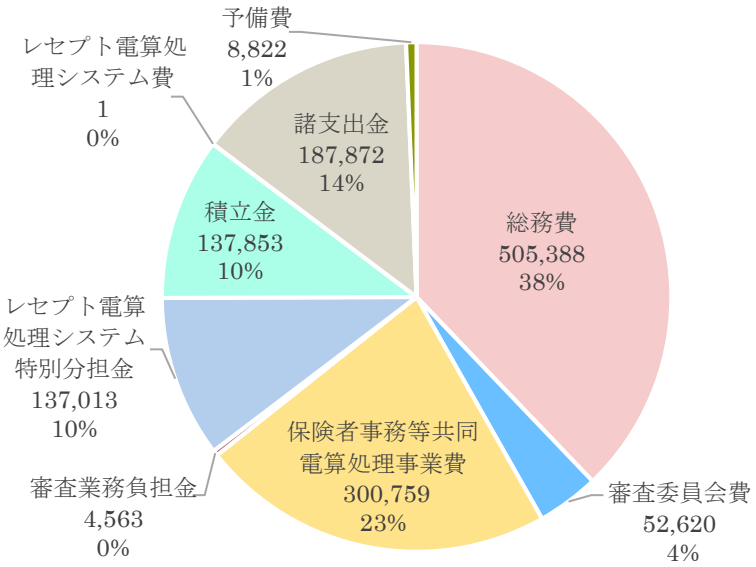

## 後期高齢者医療事業関係業務特別会計（業務勘定）（820,290 千円）

後期高齢者医療事業関係特別会計（業務勘定）は、後期高齢者医療における審査支払等事業に関する経費を取り扱うための会計となります。

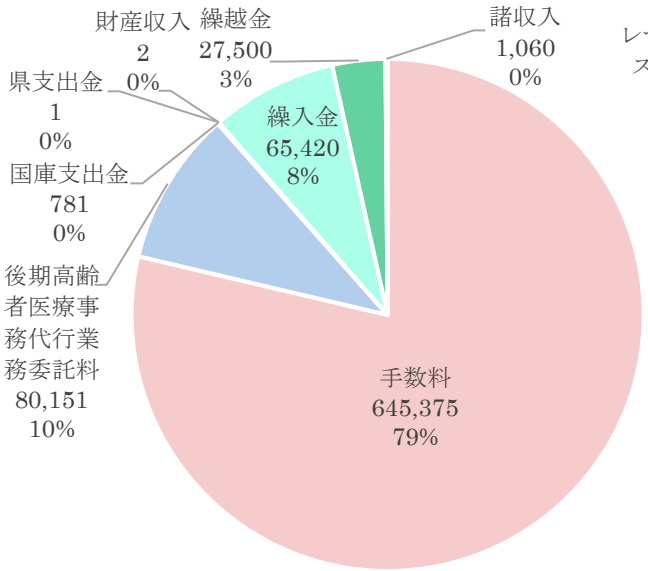


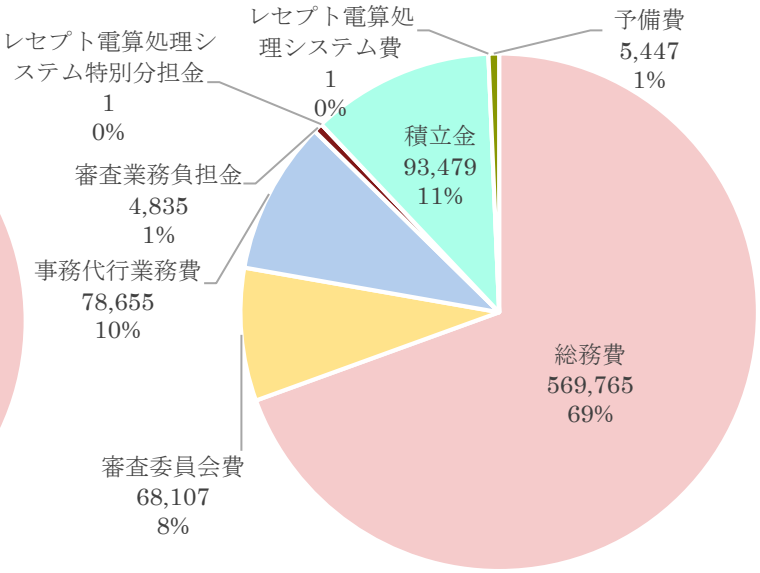


## 介護保険事業関係業務特別会計（業務勘定）（633,787 千円）

介護保険事業関係特別会計（業務勘定）は、介護保険における審査支払等事業に関する経費を取り扱うための会計となります。

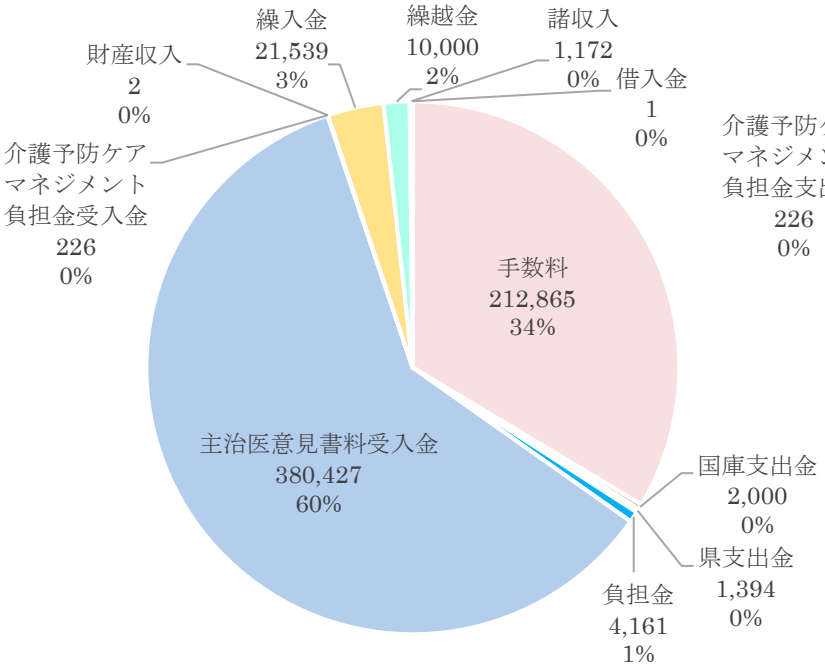


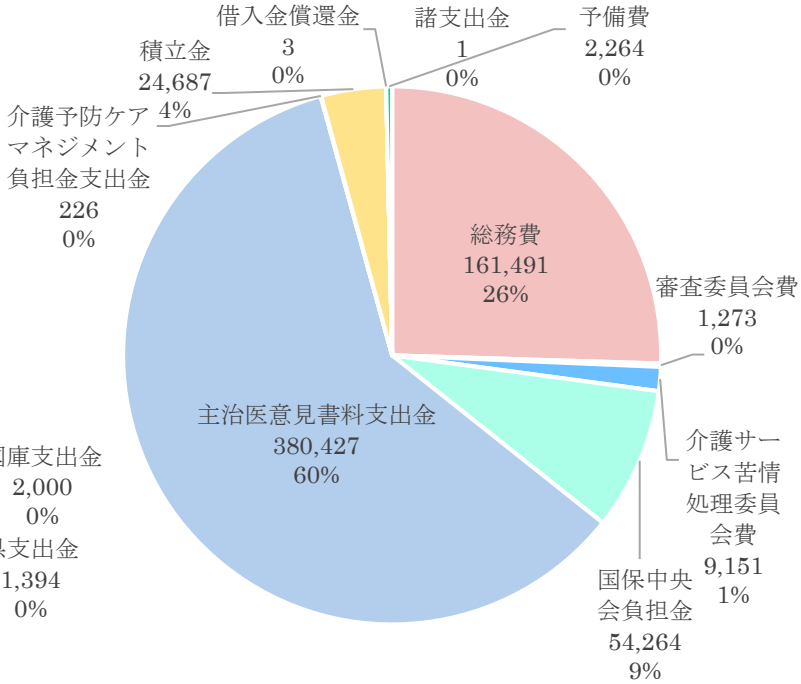

## 障害者総合支援法関係業務等特別会計（業務勘定）（81,775 千円）

障害者総合支援法関係業務等特別会計（業務勘定）は、障害者総合支援法における審査支払等事業に関する経費を取り扱うための会計となります。

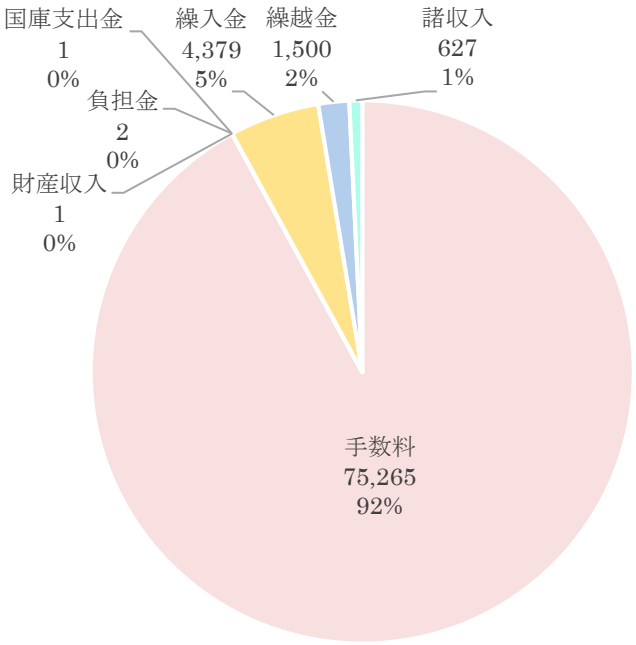


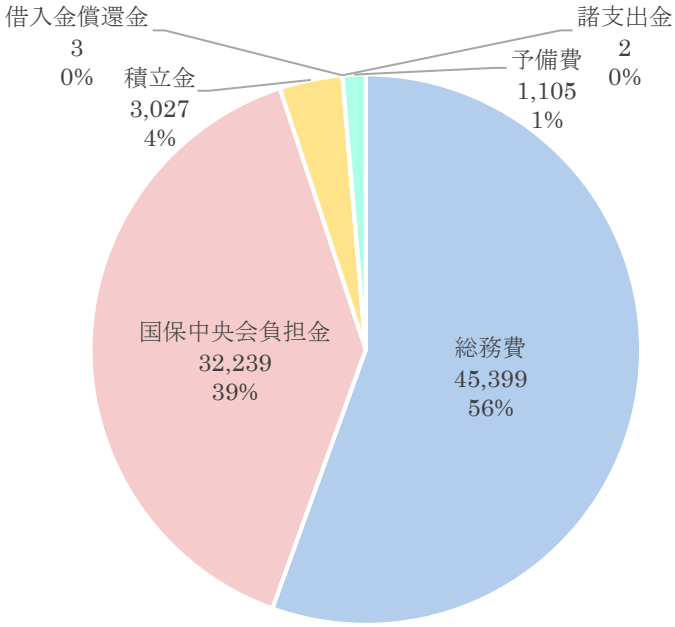


### （3）各支払勘定の状況

（単位：千円）

## 国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険、障害者総合支援の各支払勘定の状況

※国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険については、公費負担医療の支払を含んでいます。

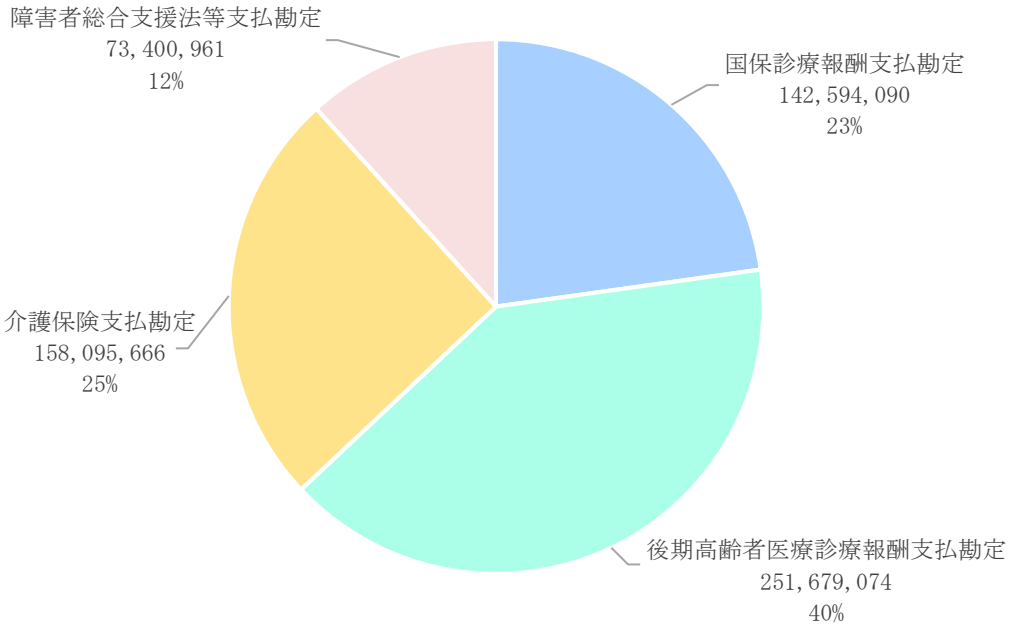

# 3　令和7年度会員負担金及び手数料等

## (1)会員負担金

| 項　目 | | 単価 |
|---|---|---|
| 会員負担金 | 保険者平等割 | 240,000 円 |
| | 被保険者割 | 100 円 |

## (2)診療報酬審査支払手数料等

| 項　目 | | 単価 | 備考 |
|---|---|---|---|
| 診療報酬審査支払手数料 | 国民健康保険 | 61 円 00 銭 | |
| | 国民健康保険療養費 | 61 円 00 銭 | |
| | 公費負担医療 | 94 円 00 銭 | 国で示す基準額 |
| | 県単・地単事業公費 | 61 円 00 銭 | こども医療　等 |
| | 後期高齢者医療 | 69 円 00 銭 | |
| | 後期高齢者医療療養費 | 69 円 00 銭 | |
| 国保情報集約システム手数料 | | 13 円 50 銭 | 被保険者一人当たり(月額) |
| 出産育児一時金支払事務費 | | 210 円 | |

## (3)共同事業手数料等

| 項　目 | | 単価等 | 備考 |
|---|---|---|---|
| 保険者事務共同電算処理手数料 | 一般業務 | 37 円 00 銭 | レセプト 1 件あたり(税別) |
| | 特別業務 | ― | P.34【保険者事務共同電算処理特別業務手数料】参照 |
| 第三者行為損害賠償求償事務共同処理拠出金(国保) | 保険者平等割 | 90,000 円 | 1 保険者につき |
| | 被保険者割 | 2,424,000 円 | 被保険者数で按分 |
| 第三者行為損害賠償求償事務共同処理手数料(介護・後期) | 件数割額 | 3,000 円 | 1 件につき |
| | 収納割額 | 3% | 収納額につき |
| 第三者行為損害賠償求償事務共同処理手数料(福祉) | 収納割額 | 3% | 収納額につき |
| 国保税賦課シミュレーション支援事業手数料 | | 30,000 円 | 1 回につき(税別) |

**【海外療養費不正請求対策支援業務処理手数料】**

| 項目 | 単価（税別） | 備考 |
|---|---|---|
| 海外療養費処理手数料 | 1,000 円 | |
| 調査費用 | | |
| 診療内容明細書及び領収明細書の再翻訳 | 4,000 円 | 1 件につき |
| 診療内容明細書及び領収明細書の添付書類の再翻訳（被保険者から提出されたもの） | 2,500 円 | 1 枚当たり |
| 現地医療機関への文書照会 | 21,000 円 | 1 件につき |
| 出産育児一時金 | 27,000 円 | 1 件につき |
| 回答翻訳費 | 2,000 円 | 1 件につき |
| 現地医療機関への電話照会（出産育児一時金を除く）報告書 | 12,000 円 | 1 件につき |
| 出産育児一時金 | 18,000 円 | 1 件につき |

**【特定健診受診率向上支援事業業務委託料】**

| 項　目 | 算定基準 | 単価等（税別） |
|---|---|---|
| 受診勧奨業務の実施に必要なデータ提供業務<br>受診勧奨資材作成等費用の調整<br>受診勧奨業務の運営に関する相談支援業務 | 1 保険者当たり（年額） | 42,400 円 |
| その他、理事長が必要と認める業務 | 1 保険者当たり（年額） | 理事長が定める額 |

**【診療報酬明細書等二次点検業務委託料】**

| 区　分 | | 算定基礎となる月等 | 基本料（平等割） | 追加料（件数割） |
|---|---|---|---|---|
| **連合会の会員** | | | | ※金額は税別 |
| （1）医療給付点検<br>委託料算定基礎となる審査支払取扱件数別（月単位） | 1 万件未満 | 委託契約を締結する前年度の 4 月審査確定件数 | 22,000 円 | 40,000 円 |
| | 1 万件以上 3 万件未満 | | | 90,000 円 |
| | 3 万件以上 5 万件未満 | | | 200,000 円 |
| | 5 万件以上 10 万件未満 | | | 280,000 円 |
| | 10 万件以上 15 万件未満 | | | 500,000 円 |
| | 15 万件以上 | | | 700,000 円 |
| (2)介護給付情報との突合点検 | | 理事長が定める額 | | |
| **後期高齢者医療広域連合** | | | | |
| 別途協議により定めるものとする | | | | |

## 【保険者事務共同電算処理特別業務手数料】

| 区　分 | | | 算定基準 | 単価等（税別） | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|
| **被保険者証関係** | | | | | |
| | (1)被保険者証及び被保険者証兼高齢受給者証 | ①台紙（年次更新用） | 1 枚当たり | 17 円 90 銭 | |
| | | ②台紙（窓口発行用） | 1 枚当たり | 12 円 70 銭 | |
| | | ③台紙（連続紙） | 1 枚当たり | 12 円 20 銭 | |
| | | ④意思表示欄保護シール | 1 枚当たり | 3 円 40 銭 | |
| | | ⑤カードケース | 1 枚当たり | 3 円 60 銭 | |
| | | ⑥窓開き封筒 | 1 枚当たり | 8 円 80 銭 | |
| | | ⑦封入封緘 | 1 通当たり | 15 円 10 銭 | 世帯単位 |
| | | ⑧封入 | 1 通当たり | 13 円 50 銭 | 世帯単位 |
| | | ⑨封入封緘（同封物対応） | 1 通当たり | 36 円 20 銭 | 世帯単位 |
| | | ⑩封入（同封物対応） | 1 通当たり | 34 円 30 銭 | 世帯単位 |
| | (2)国民健康保険被保険者資格証明書 | ①厚紙 | 1 枚当たり | 13 円 60 銭 | |
| | | ②厚紙（窓口発行用） | 1 枚当たり | 9 円 00 銭 | 用紙のみ |
| | (3)被保険者証兼高齢受給者証交付簿 | | 1 保険者当たり | 5,000 円 | 磁気情報 |
| | (4)被保険者資格証明書交付簿 | | 1 保険者当たり | — | 無償 |
| | (5)資格証明書世帯除外対象者リスト | | 1 保険者当たり | — | 無償 |
| **資格確認書等関係** | | | | | |
| | (1)資格確認書 | ①台紙（年次発行用） | 1 枚当たり | 26 円 50 銭 | |
| | | ②台紙（窓口発行用） | 1 枚当たり | 22 円 20 銭 | |
| | | ③台紙（連続紙） | 1 枚当たり | 18 円 20 銭 | |
| | | ④意思表示欄保護シール | 1 枚当たり | 3 円 40 銭 | |
| | | ⑤カードケース | 1 枚当たり | 3 円 60 銭 | |
| | | ⑥窓開き封筒 | 1 枚当たり | 9 円 30 銭 | |
| | | ⑦封入封緘 | 1 通当たり | 16 円 10 銭 | 世帯単位 |
| | | ⑧封入 | 1 通当たり | 14 円 50 銭 | 世帯単位 |
| | | ⑨封入封緘（同封物対応） | 1 通当たり | 38 円 00 銭 | 世帯単位 |
| | | ⑩封入（同封物対応） | 1 通当たり | 36 円 10 銭 | 世帯単位 |
| | | ⑪資格確認書交付簿 | 1 保険者当たり | 5,000 円 | 磁気情報 |
| | (2)資格情報のお知らせ | ①通知様式 | 1 保険者当たり | 9 円 50 銭 | |
| | | ②宛名 | 1 枚当たり | 9 円 50 銭 | |
| | | ③窓開き封筒 | 1 枚当たり | 9 円 30 銭 | |
| | | ④封入封緘 | 1 通当たり | 16 円 10 銭 | 世帯単位 |
| | | ⑤封入 | 1 通当たり | 14 円 50 銭 | 世帯単位 |
| | | ⑥封入封緘（同封物対応） | 1 通当たり | 38 円 00 銭 | 世帯単位 |
| | | ⑦封入（同封物対応） | 1 通当たり | 36 円 10 銭 | 世帯単位 |
| | | ⑧資格情報のお知らせ交付簿 | 1 保険者当たり | 5,000 円 | 磁気情報 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| **医療費のお知らせ関係** | | | | | |
| | (1)医療費のお知らせ（A4 版） | ①通知様式 | 1 枚当たり | 8 円 90 銭 | |
| | | ②窓開き封筒 | 1 枚当たり | 8 円 80 銭 | 医療費通知用 |
| | | ③封入封緘 | 1 通当たり | 10 円 70 銭 | |
| | | ④封入 | 1 通当たり | 9 円 10 銭 | |
| | (2)医療費通知書内容一覧表（保険者控） | | 1 保険者当たり | 5,000 円 | 磁気情報 |
| **後発医薬品差額通知関係** | | | | | |
| | (1)差額通知 | | 1 通当たり | 14 円 70 銭 | 圧着はがき |
| | (2)差額通知対象者リスト | | 1 保険者当たり | 5,000 円 | 磁気情報 |
| | (3)コールセンター利用料 | | 1 保険者当たり | 理事長が定める額 | |
| **磁気媒体作成関係** | | | | | |
| | (1)診療報酬明細書磁気媒体 | | 1 保険者当たり | 5,000 円 | 磁気情報 |
| | (2)口座振替用磁気媒体 | | 1 保険者当たり | 5,000 円 | 磁気情報 |
| **特別資料作成関係** | | | | | |
| | (1)高額療養費 | ①国民健康保険高額療養費支給申請のご案内 | 1 通当たり | 16 円 30 銭 | 圧着はがき |
| | | ②国民健康保険高額療養費支給決定通知書 | 1 通当たり | 16 円 40 銭 | 圧着はがき |
| | | ③国民健康保険高額療養費支払証明書 | 1 保険者当たり | 5,000 円 | 磁気情報 |
| | (2)療養費 | ①国民健康保険療養費支給決定通知書 | 1 通当たり | 20 円 20 銭 | 圧着はがき |
| | | ②国民健康保険療養費支払証明書 | 1 保険者当たり | 5,000 円 | 磁気情報 |
| | (3)医療実績データと特定健診等データ突合リスト | | 1 保険者当たり（年額） | 10,000 円 | 磁気情報 |
| | (4)その他 | | 理事長が定める額 | | |

## (4)介護保険及び障害者総合支援等審査支払手数料

| 項　目 | | 単価 | 備考 |
|---|---|---|---|
| 介護保険事業関係審査支払手数料 | 介護給付費 | 68 円 | |
| | 公費 | 95 円 | 国が示す基準額 95 円 |
| 障害介護給付費審査支払手数料 | | 125 円 | |
| 障害児給付費審査支払手数料 | | 125 円 | |

## (5)介護保険者事務共同処理手数料

| 項　目 | | | | 単価等 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|
| 一般業務 | | | | | |
| | 1 | 償還払給付額管理処理 | | 8,850 円 | (税別) |
| | 2 | 高額介護サービス費支給処理 | | | (税別) |
| | 3 | 各種支払支援処理 | | | (税別) |
| | 4 | 主治医意見書料支払処理 | | 45 円 | 1 件につき(税別) |
| | 5 | 市町村特別給付等支払処理 | | 8,850 円 | (税別) |
| | 6 | 統計資料作成処理 | | | (税別) |
| | 7 | 高額医療・高額介護合算業務処理 | 平等割 | 22,500 円 | 1 市町につき |
| | | | 被保険者割 | 637,500 円 | 被保険者数で按分 |
| | 8 | 縦覧点検支援処理 | | 理事長が定める額 | |
| | 9 | 医療給付情報との突合点検支援 | | 理事長が定める額 | |
| | 10 | 介護給付実績情報活用支援処理 | | | |
| | | ①介護給付適正化提供情報一覧表作成処理 | | 理事長が定める額 | |
| | | ②介護給付適正化一次加工情報分析結果作成処理 | | 理事長が定める額 | |
| | 11 | その他、理事長が必要と認める処理 | | 理事長が定める額 | |
| 特別業務 | | | | | |
| | 1 | 各種支払支援処理 | | | |
| | | (1)振込者一覧表 | | 4 円 | 1 枚当たり(税別) |
| | 2 | 出力処理料 | | | |
| | | (1)1 市町当たり | | 10,000 円 | 特別業務帳票出力時(税別) |

## (6)特別徴収経由機関業務市町負担金

| 項　目 | 単　価 |
|---|---|
| 特別徴収経由機関業務市町負担金 | 7円 20 銭 |

## (7)障害福祉事務共同処理手数料

| 項　目 | | 単価 | 備考 |
|---|---|---|---|
| 1 | 給付実績交換処理 | 0 円 | (税別) |
| 2 | 高額障害福祉サービス費及び高額障害児給付費支給処理 | | |
| 3 | 各種支払支援処理 | | |
| 4 | 統計資料作成処理 | 年額　4,500 円 | (税別) |
| 5 | 地域生活支援事業費等支払処理 | 1 件につき　108 円 | (税込) |

### (8)特定健診保健指導共同処理手数料

| 区　分 | | 単価 |
|---|---|---|
| 1 | 台紙付きハガキ大 | 22 円 00 銭 |
| 2 | 封筒(封入封緘用) | 19 円 00 銭 |
| 3 | 封入封緘 | 14 円 00 銭 |
| 4 | その他証等及び各種統計資料・参考資料の作成に関すること | 理事長の定める額 |

### (9)特定健診等データ管理システムに係る手数料及び拠出金

| 項　目 | | 単価等 | 備考 |
|---|---|---|---|
| 費用決済業務 | 手数料 | 107 円 | |
| データ管理業務(拠出金) | 平等割 | 500,000 円 | |
| | 対象者割 | 13,499,850 円 | 対象者数で按分 |

### (10)重複服薬者等訪問指導等支援事業委託料

| 区　分 | 算定基準 | 単価等(税別) |
|---|---|---|
| **一括業務委託料** | | |
| ①一括業務 | 1 保険者当たり(年額) | 550,000 円 |
| ②一括業務(国民健康保険被保険者と後期高齢者を対象とした事業を同時に実施する場合) | 1 保険者当たり(年額) | 理事長が定める額 |
| **個別業務委託料** | | |
| ①重複服薬者一覧の作成 | 1 回当たり | 15,000 円 |
| ②対象者選定支援 | 1 回当たり | 40,000 円 |
| ③同行訪問等支援 | 1 保険者当たり(年額) | 310,000 円 |
| ④その他の業務 | 理事長が定める基準 | 理事長が定める額 |

# 4　支払確定状況（過去 5 年間の推移）

## （1）国民健康保険診療報酬支払確定件数及び支払確定額

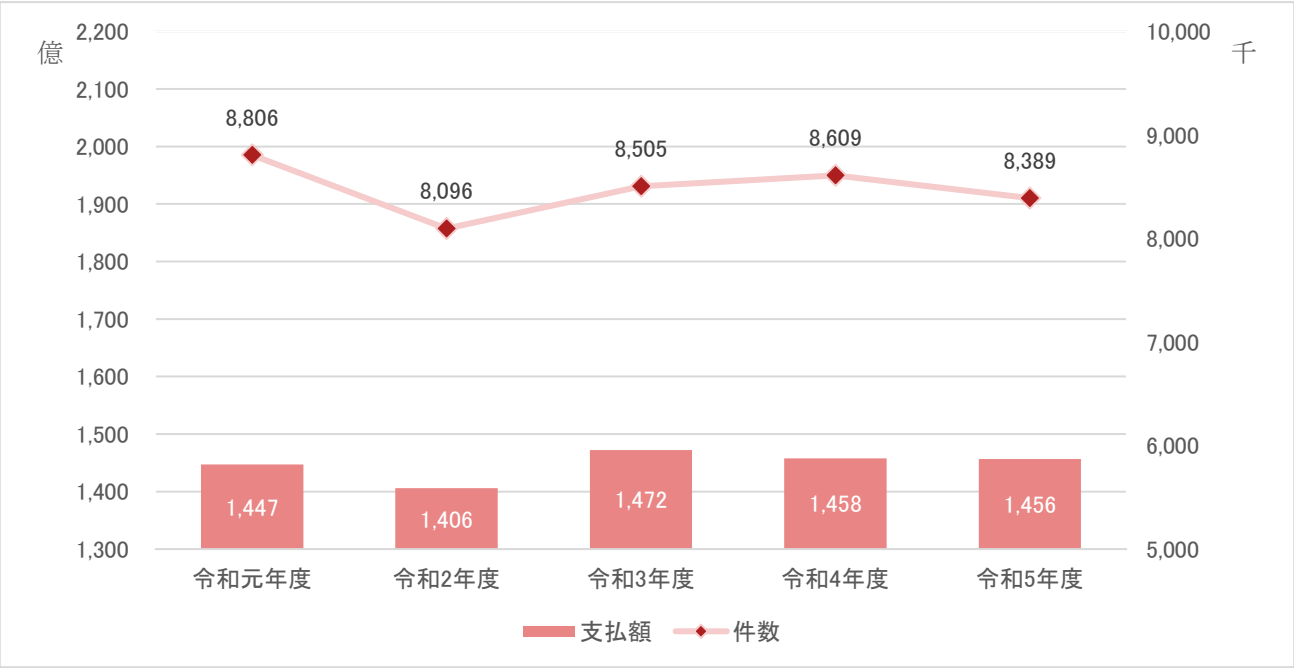


※支払額及び支払件数には、公費負担医療分を含む

※本グラフは、本会内における診療報酬支払確定額決議書を集計したもの

## （2）後期高齢者医療診療報酬審査支払確定件数及び支払確定額

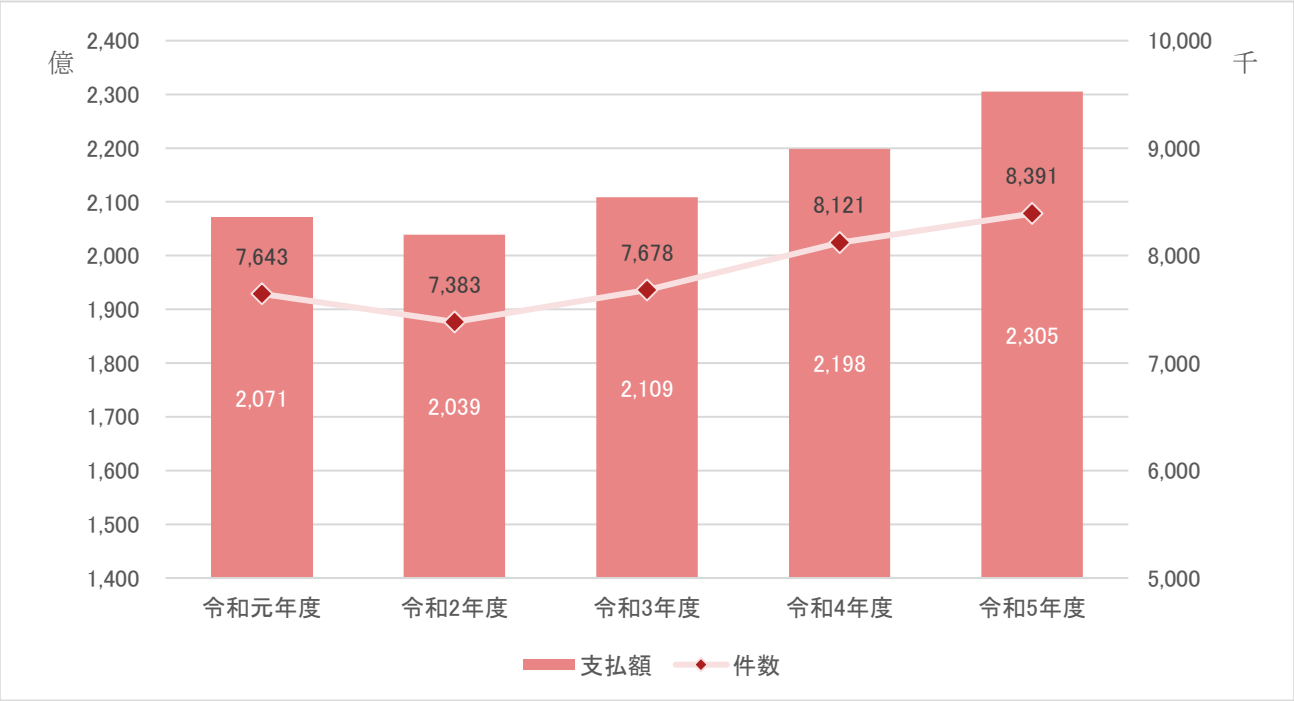


※支払額及び支払件数には、公費負担医療分を含む

※本グラフは、本会内における診療報酬支払確定額決議書を集計したもの

## (3)介護保険支払確定件数及び支払確定額

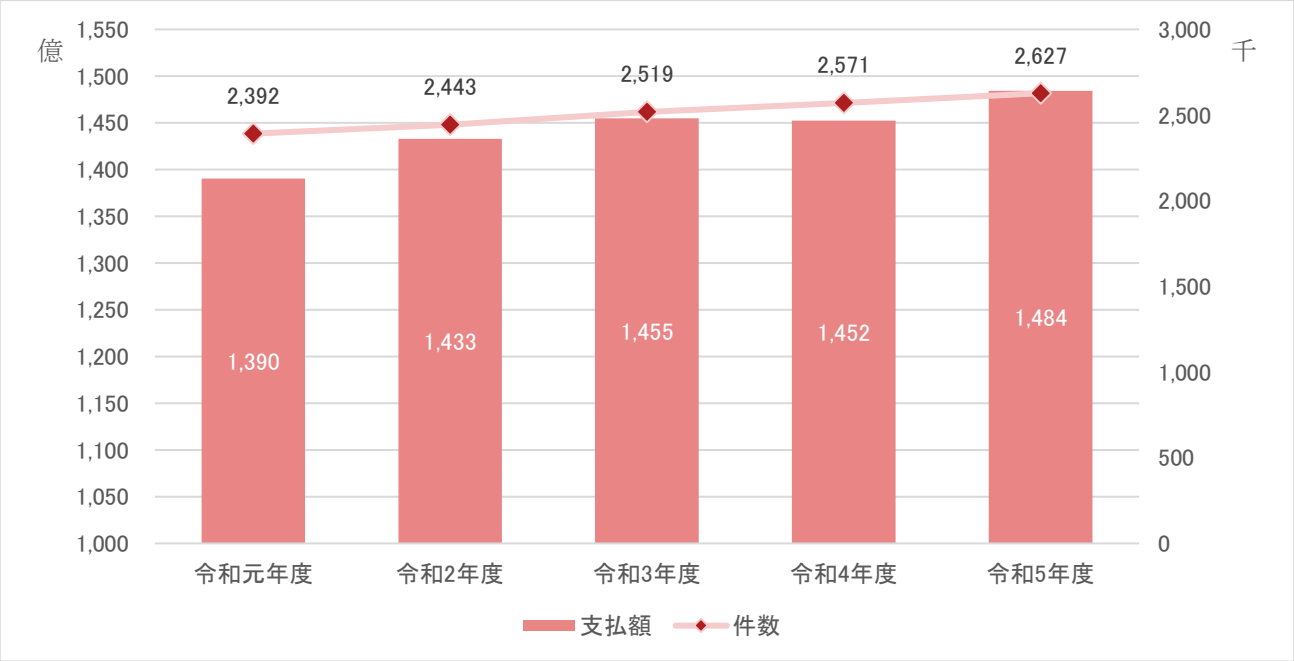


※支払額及び支払件数には、公費負担医療分を含む

※本グラフは、本会内における介護給付費支払確定額決議書を集計したもの

## (4)障害者総合支援法等支払確定件数及び支払確定額

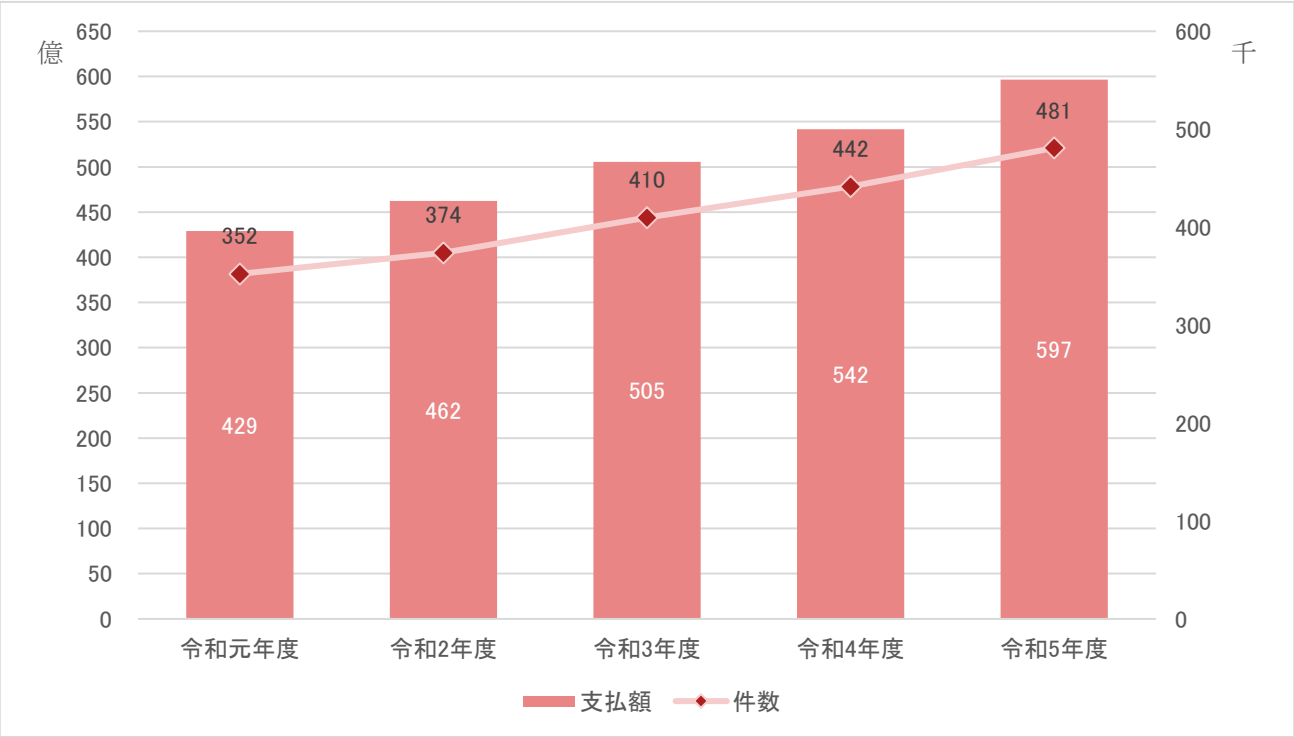


※本グラフは、本会内における障害介護給付費および障害児給付費支払確定額決議書を集計したもの

## 5　各課の連絡先等

| 課　名 | 電話番号 | 主な業務 |
|---|---|---|
| 総務課<br>（出納室） | 028-622-7242 | ➢国保連合会運営に関すること<br>➢予算編成、執行、決算に関すること<br>➢出納に関すること<br>➢国民健康保険制度に関すること |
| 保健事業課 | 028-622-7248 | ➢保健事業支援に関すること<br>➢保険者協議会に関すること<br>➢健康づくり事業に関すること<br>➢特定健診等データ管理業務に関すること<br>➢医療保険情報を活用したデータ分析に関すること |
| 情報管理課 | 028-622-7356 | ➢電算処理に関すること<br>➢ネットワークの管理に関すること<br>➢国保、後期システムの開発に関すること<br>➢国保、後期システムの運用に関すること |
| 審査管理課 | 028-622-7275 | ➢審査支払事務全般に関すること<br>➢診療報酬審査委員会に関すること<br>➢診療報酬の債権差押、譲渡に関すること<br>➢高点数の審査に関すること<br>➢過誤再審査に関すること<br>➢柔道整復療養費審査委員会に関すること<br>➢あはき療養費審査委員会に関すること |
| 審査課 | 028-622-7869<br>028-622-1263 | ➢レセプト処理に関すること<br>➢医科の審査に関すること<br>➢歯科の審査及び再審査に関すること<br>➢調剤の審査及び再審査に関すること<br>➢訪問看護の審査及び再審査に関すること<br>➢出産育児一時金の処理に関すること |
| 保険者支援課<br>（業務支援センター） | 028-622-7752<br>028-622-7815 | ➢保険者事務共同電算処理に関すること<br>➢療養費処理に関すること<br>➢後期高齢者医療事務代行業務に関すること<br>➢第三者行為損害賠償求償事務共同事業に関すること<br>➢広報活動に関すること<br>➢レセプトの二次点検に関すること<br>➢国民健康保険料（税）収納率向上支援事業に関すること<br>➢データ提供に関すること |
| 介護福祉課 | 028-643-5400<br>028-666-6940<br>028-643-5406<br>028-643-2220<br>（介護相談） | ➢介護保険及び障害者総合支援に関すること<br>➢介護保険者事務共同処理に関すること<br>➢保険料の年金からの特別徴収に関すること<br>➢介護サービス業務（苦情・相談）に関すること |

【FAX 番号】

028-622-7281（総務課、保健事業課）

028-643-5411（情報管理課、介護福祉課）

028-622-7965（審査管理課、審査課、保険者支援課）

# 令和7年度事業案内

## （令和7年4月発行）

**栃木県国民健康保険団体連合会**
〒320－0033
栃木県宇都宮市本町3番9号
栃木県本町合同ビル6階
TEL：028－622－7242（代表）
FAX：028－622－7281

IS 699692 ISO/IEC 27001:2022 & JIS Q 27001:2023